

広報

佐那河内

題字：山根玉峰(佐那河内村 第一号名誉村民)

2025 April / No.625

4月号

佐那河内村広報誌

令和7年4月15日発行



佐那河内村 総合学術調査 最終報告会

※詳細は 6P へ

さち香る 風の谷



SANAGOCHISON

令和7年度 施政方針

佐那河内村長 岩城 福治



令和7年度を迎え、本年度の取組をお示いたします。

令和2年、佐那河内村総合計画策定とともに4つの基本施策に基づく総合戦略を掲げて地方創生に取り組んでまいりました。昨年度で5年を経過したことから、現状に合わせて人口推計をはじめ各種施策など総合計画の見直しを行い、後期基本計画を策定するとともに総合戦略の改定を行いました。

ついては、今後も総合計画に基づき、これまで進めてきた「地方創生」の動きを緩めることなく、持続可能な村づくりにまい進してまいりたいと考えています。

以下、総合戦略の施策の4つの柱に沿って、本年度本村が取り組むべき主要事業をご説明いたします。

1 しごと・雇用の創出

●農業の振興

- ・「さくらももいちご・栽培振興プロジェクト」は3年目を迎え、第1期生の1人が4月から栽培農家の仲間入り。今年度4月から3期生が着任いたします。
- ・新規就農者は、昨年度新設したU・Iターン向けの『シニア世代経営開始支援給付金』を活用ください。
- ・かんきつ農家をめざす人は、『徳島かんきつアカデミー』受講経費助成、また本村主催の『かんきつアカデミー』を活用ください。

●鳥獣害対策

- ・鳥獣害対策を強化するとともに、本年度も猟期期間中に開催した「阿波のわな名人戦」を開催し、捕獲圧を高めてまいります。(なお、免許取得費などの助成をしますので、1人でも多い狩猟者登録をお願いします)

2 新しいひとの流れをつくる

移住・定住施策の成果として、3年連続で転出者より転入者が多い社会増を達成しました。これが引いては人口減少抑制に繋がることから、今後も当該施策に力を入れてまいります。

●分譲地の販売開始

- ・中尾谷分譲地8区画が間もなく販売予定です。村内のみなさんに先行販売を開始するとともに、新たな宅地造成事業も進めてまいります。

●第2回「さなごうち大川原高原ヒルクライム」

- ・第2回ヒルクライム大会を令和7年11月16日(日)に開催。「本村の魅力発信」、および「地域経済の活性化」に取り組んでまいります。

3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

●現在、若い世代の負担軽減策として

- ・若者のための村営住宅の設置運営
- ・新婚夫婦への新生活支援・補助金の支給
- ・出生祝い金の支給
- ・オムツ代の補助
- ・保育料無料
- ・小中学校の給食費無料
- ・学童保育の充実
- ・高校生までの医療費無料

などに加え、今年度から「不妊治療費及び不育症検査費用の助成」事業により、出産支援とともに経済的負担の軽減を図ります。

●教育環境について

「英語教育」、「ICT教育」、「ふるさと学習」を柱とした「小中一貫教育」が成果を表しており、今後も学習環境・子育て環境の充実により、安心して子育てができる村づくりを進めてまいります。

4 交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める

●旧庁舎の跡地活用

- ・旧庁舎解体とともに、農業総合振興センターを含めた庁舎跡地などの活用の検討をいただき、今後、幅広い世代がつどい交流できる施設の実現に向けて取り組んでまいります。

●村民体育館の長寿命化

- ・築30年が経過した村民体育館は、令和8年度の空調整備の導入も併せた長寿命化改修工事に向け、本年度に実施設計を計画しています。

●食業工房さなごうちの使用頻度向上と食品加工の一元化

- ・食業工房さなごうちは、使用頻度向上と食品加工の一元化を図るため、味噌加工施設を整備します。

●「さなごうち新ものがたり創出事業」

- ・学術講演会やシンポジウム、写真展を開催。村史編纂に向けて、「さなごうち学ブックレッ

ト」の創刊など、佐那河内村の持つ「魅力」を知る機会を創出しています。

以上、主な事業についてご説明いたしました。

なお、人口減少に伴い、タクシー・診療所など住民のみなさんにご心配をおかけしていますが、タクシーについては徳島市内のタクシー会社に事業を継承いただき、診療所は保健センターでの開設に向けて準備を進めています。

また、埼玉県の下水道管破損事故にみられるように、本村でも公共施設の老朽化が顕著になってきています。財源を確保しながら各公共施設の長寿命化を行うとともに、簡易水道整備開始に続き、本年度、集落排水施設の施設整備計画を策定すべく準備を進めるなど、住民サービスの不安解消に務めています。

なお、世界的な規模で自然災害が頻発する中、国内でも昨夏また新年早々に日向灘を震源とする大きな地震が発生したことから、南海トラフ巨大地震の発生確率が今後30年以内に80%へと引き上げられました。

これを受けて、避難所用テント式パーテーションや簡易ベットの購入をはじめ、防災倉庫の整備なども行い、災害発生時の備えを充実させて参りますので、村民のみなさんにも日頃から災害に対する備えを今一度確認いただくをお願いいたします。

また、留まることのない諸物価高騰は、みなさんの家計にも大きく響いていることと思います。については、物価高騰対策として昨年12月に引き続き、本年度も6千円の商品券を発行いたしますので、ご活用いただければと思います。

本年度の取り組みを書きましたが、村としましては全ての村民のみなさんが安心して豊かな毎日を送れるような諸施策を講じてまいりますので、今後ともご理解・ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、財源の元となるふるさと納税が落ちましたが、今年度は挽回すべく頑張り、諸施策を充実させてまいります。

村の話題

3.3 [月曜日]

ひな祭会

老人会のみなさんが保育所児童と一緒にひな祭り会を楽しみました。

今回出席していただいたのは、井開つくし会、根郷若返会、公友会のみなさんです。

当日は、ひなまつりの由来を保育士がパネルシアターで説明し、その後老人会のみなさんに、子ども時代のひな祭りの思い出を語っていただきました。

子どもたちはおじいちゃん・おばあちゃんのお話に興味津々で、今年度最後の老人会のみなさんとの交流会、全員楽しいひとときを過ごしました。

老人会のみなさん！来年度も待ってます。



3.7 [金曜日] / 3.13 [木曜日]

旅立ちの日(佐那河内小中学校卒業証書授与式)

3月7日(金)に中学生10人が、3月13日(木)に小学生16人が卒業を迎えました。卒業生たちは涙と笑顔で学び舎に別れを告げました。

中学3年生にとってこの1年は、自身の将来を見つめ進路を決定する人生の大きな分岐点でした。行事でも中心になり、後輩たちを牽引してくれました。小学6年生は、小学校の最高学年としてしゃくなげ団活動や集会活動等で活躍しました。卒業生たちの日々努力する姿や活躍する姿は後輩たちの憧れになりました。

4月から、卒業生たちが新たな場所で素晴らしいスタートが切れることを祈っています。



3.16 [日曜日]

根郷地区自主防災会が防災訓練を実施

根郷地区自主防災会ではコミュニティ助成事業を活用し、防災倉庫の設置や各種防災資機材の補充を行い、防災資機材の取扱いや防災意識の向上を目的に防災訓練を実施しました。

当日は雨天のため、根郷集会所内で消防第4分団や女性消防隊に対し新規購入した防災資機材の取扱い訓練を実施し、その後は管理栄養士である福田富紀代さんによる「避難所生活における食による健康管理」、徳島市東消防署担当署長補佐である松本理史消防司令による「阪神・淡路大震災を間近に体験して学んだこと」と題し講演が行われました。



3.22 [土曜日]

令和6年度 保育所修了式

佐那河内保育所の修了式が行われました。

今年度は8人の児童がつきぐみ(5歳児)に進級して早一年を迎えました。

当日は来賓、保護者および職員に見守られ、修了証書を元気いっぱいに取りました。保育所でたくさんの思い出をお友達と作ってきた8人のみなさん。小学校でも「あいさつ」と「笑顔」を忘れずに、楽しい思い出を作ってください。

修了おめでとうございます。



防災訓練について

本村では、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震をはじめ台風や土砂災害などに備え、年1回総合防災訓練を実施していますが、常会などで防災訓練を希望される場合は消防センターからも出向しますので、お気軽にご連絡ください。

《訓練項目》 初期消火訓練、応急手当、AED取扱い、防災備蓄品展示、防災講話など
消防センター担当：尾崎



阿波学会総合学術調査最終報告会が開催されました

令和5・6年度の2年間、佐那河内村内で実施された阿波学会による総合学術調査の最終報告会が村民ホールで開催されました。当日は、植物相班・民俗班・方言班など7本の報告がありました。会場は、関係者を含めて80人を超える参加者があり、たいへん盛況でした。

なお、調査成果報告書である『阿波学会紀要』65号(佐那河内村総合学術調査報告)も刊行され、当日頒布されました。本書は、今後も阿波学会事務局のある徳島県立図書館で販売されています(頒布価格2,500円)。



会場風景



『阿波学会紀要』65号

第7回佐那河内村長杯グラウンドゴルフ大会

第7回佐那河内村長杯グラウンドゴルフ大会を、ふれあいグラウンドにて開催しました。村内から佐那河内村グラウンドゴルフ部、市内から多家良中央クラブと平成クラブが参加し、熱戦が繰り広げられるとともに参加者の親睦が図られました。今年の大会には64人の参加をいただきました。上位3人は次のとおりです。

ご参加いただきましたみなさん、ありがとうございました。

優勝	野本豊子 さん(佐那河内村グラウンドゴルフ部)
準優勝	池本宣雄 さん(多家良中央クラブ)
第3位	橘 只行 さん(佐那河内村グラウンドゴルフ部)



左から 橘さん、野本さん、池本さん



地域おこし協力隊

いちご塾2期生の定作龍馬です。みなさんいかがお過ごしでしょうか。

もう4月となり、塾生の1年目が終わりを迎えます。以前も似たようなことを書きましたが、やはり時間が経つのは早いです。四半世紀同じことを繰り返しても、年が明ける度、年度が替わる度に1年の早さを思います。

年度替わりによる変化としては、前回の広報で書かれていたように1期生の中村さんが就農され、また3期生が入ってこられます。実のところ広報を書くのは1年目の間だけだろうと勝手に思っていたのですが、聞くところによれば3期生は一人だけらしく、場合によってはまた僕にも回ってくるのかもしれませんが。

ここに書く話題がもっと豊富にあればよいのですが、やっている作業を文章に起こすのは中々難しく、石を見に行くにも大水が出た後などで

ないとあまり代わり映えしないので、特に冬場は行きません。前回行ったのは確か9月頃でかなり間が空いているので、県外なり新しいポイントを探すなりして一度どこか行きたいなと思います。



佐那河内村女性消防隊員募集

私たち佐那河内村女性消防隊は、平成29年に結成され、現在5人で村内の火災予防や地域防災などの広報・啓発活動を行っています。また災害発生時には、避難所設営活動などを行います。女性の視点から、子どもたちや女性、ご高齢者に必要な被災支援を行うのも私たちの活動のひとつです。一緒に活動していただける人のご参加をお待ちしています！



応募資格

- ①18歳以上60歳未満
- ②健康であること
- ③本村内に居住または勤務していること

身分

隊員は非常勤の地方公務員です。

活動内容

- ①火災予防および地域防災広報・啓発活動
- ②災害後方支援活動(避難所設営、火災発生時の後方支援など)
- ③消防団が行う主要行事への参加(消防団出初式など)

処遇など

- ①条例に基づき、報酬、手当、活動に係る費用を支給します。
- ②活動に必要な被服などを貸与します。
- ③公務災害補償、福祉共済金、退職報償金(勤続5年以上)の制度あり。

申込先

総務課消防担当
または女性消防隊員



令和7年第1回定例会は、3月10日開会され、令和7年度各会計当初予算案件7件、令和6年度各会計補正予算案件5件、条例案件5件、人事案件5件の合わせて22件の審議を行い、原案どおり可決、同意、並びに議会行政視察報告がされ、3月19日に閉会しました。

現在の取り組み状況・施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

住みやすく持続可能な村づくり

タクシーについては徳島市内のタクシー会社に事業を引き継ぐかたちで住民サービスを維持し、診療所については民間医療機関と連携して保健センターに診療所を開設できるよう準備を進め、対策に取り組んでいます。

集落排水施設については老朽化が進んでいるため、令和7年度に施設整備計画を策定するための準備を進めます。

全国各地で地震や風水害などによる災害が多発しているため、地方経済生活環境創生交付金を活用し、避難所に設置するテント式パーティションや簡易ベッドの購入をはじめ、防災倉庫の整備なども行い、災害発生時の備えを充実していきたいと考えています。

経済的支援対策

令和7年度早々に6千円分の商品券を配布するとともに、施設園芸の燃油高騰に対する補助を行う予定です。

村総合計画

佐那河内村総合計画を策定してから10か年計画の中間年となるため、人口推計をはじめ各種施策などについて現状に併せて総合計画の見直しを行い、佐那河内村総合戦略も改訂します。

検討委員会の開催やパブリックコメントを経て、現在最終の取り

まとめ中ですので、決定したら住民のみなさんにも公表をします。

村の主要事業

①「しごと・雇用を創出する」

農業の振興については、さくらもいちご栽培振興プロジェクトの一環で、地域おこし協力隊制度を活用して3年目となり、1期生の1人が3月末で2年の研修期間を終了し、4月からはさくらもいちご栽培農家として就農する予定です。

第2期生に加え、令和7年4月から第3期生1人も着任予定で、引き続き後継者の確保に取り組んでいきます。

鳥獣害対策では、阿波のわな名人戦にて、大会参加者を含め、狩猟期間中に70頭を超えるニホンジカの捕獲の報告がありました。大会参加者の上位3位までの成績優秀者をふれあいまつりにて表彰しました。

最近では、特に鹿による鳥獣被害が顕著となっているため、引き続き鳥獣害対策に取り組んでいきます。

②「新しいひとの流れをつくる」

村人口の社会動態については、令和4年から3年連続で社会増を実現し、これまで村が進めてきた移住定住施策が実を結んできているものと考えています。

中尾谷地区の宅地造成事業については、最終の区画B号地、C号地、F号地について周辺工事を行っています。工事完成後、測量登記を経て6月頃には販売を開始できる

見込みです。

宅地分譲については、村内外から多くの問い合わせをいただき、早期に分譲できるよう努めるとともに、新たな宅地造成事業を検討していきます。

令和6年10月に「さなごうち大川高原ヒルクライム2024」を開催し、ジャアバーボンスのライブやすだち連の阿波踊り、多くの屋台の出店など、住民のみなさんも参加して大会を盛り上げていただきました。

閉会式では、ゲストライダーから頂上からの景色がすばらしいという言葉や村の特産品販売、催しに関する感謝の言葉もあり、村のよさをしっかりと発信できたと感じています。第2回大会は令和7年11月16日、日曜日に開催予定です。

③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

令和7年度から新たに不妊治療費助成事業、不育症検査費用助成事業として子どもを持ちたいという人々が安心して不妊治療や不育症に関する検査、治療を受けることができるよう高額な本人負担額に対する助成事業を実施することで、経済的負担の軽減を図り、出産を支援する制度を設けたいと考えています。

英語教育については、中学3年生の英語3級以上の合格者が8割というすばらしい成果を4年連続で上げ、文部科学省が2027年までに達成をめざす6割を大きく上

回っています。

ふるさと学習では、中学2年生が移住者を増やしたいと考えて作成した動画が総務省主催の「四国コンテンツ映像フェス2024」において、全117作品の中から移住促進貢献賞を受賞しました。

子どもたちの学習環境や子育て環境を充実することにより、安心して子育てができる村づくりを進めていきます。

④「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

旧庁舎の解体は、令和6年度に完了します。加えて農業総合振興センターの今後の在り方を含めた庁舎跡地等の活用の検討について、庁舎跡地等検討委員会で審議をされ、2月には検討結果の報告がありました。

今後は農業総合振興センターの機能移転や幅広い世代が集い、交流できる施設の実現に向けて取り組んでいきます。

村民体育館は、令和8年度に長寿命化改修工事を行う予定で、これに先立ち令和7年度に改修工事のための実施設計を行います。

改修にあたっては、屋根、外壁などを基本とし、外部からの風雨による傷の補修と避難所としての機能を強化するための空調整備の導入も併せて行う予定です。

農業総合振興センターの農産加工室で行っている味噌加工については、食品加工の一元化を図るため、食業工房の南側の部屋を味噌整備用の加工室に整備し、保健所等の許可を取得することで味噌製造を継続させたいと考えています。

さなごうち新ものがたり創出事業については、1月以降、学術講演会「地図と写真でみる佐那河内の今昔」、シンポジウム「地域資源

としての景観 村の景観を考える」、「古の写真展 懐かしき佐那河内の光景 Part 2」を開催しました。

また、「さなごうち学ブックレット」の第一弾として、「佐那河内村の石造物」を創刊したところです。

今後も佐那河内村の持つ魅力を知る機会を創出していきたいと考えています。

補正予算案件

議案第3号 令和6年度佐那河内村一般会計補正予算(第8号)について

既定の歳入歳出予算の総額を3億4,779万7千円減額し、予算総額を31億9,906万円とするもの。

電算システム改修委託料および旧庁舎の解体工事、災害復旧事業工事などを減額するもの。

議案第4号 令和6年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

既定の歳入歳出予算の総額を1,830万円増額し、予算総額を4億3,457万5千円とするもの。

議案第5号 令和6年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

既定の歳入歳出予算の総額を151万円減額し、予算総額を5,415万7千円とするもの。

議案第6号 令和6年度佐那河内村簡易水道事業会計補正予算(第5号)について

収益的支出の予定額を50万円増額し、予算総額を1億692万6千円とするもの。

議案第7号 令和6年度佐那河内村農業集落排水事業会計補正予算(第5号)について

収益的支出の予定額を82万2千円増額し、予算総額を1億2,234万5千円とするもの。

条例案件

議案8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律等の施行により、懲役及び禁固の廃止並びに拘禁刑の創設等に伴い、関連する2つの条例を併せて改正するもの。

議案第9号 佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和7年度税制改正大綱において、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、軽減措置の拡充及び課税限度額の引上げが盛り込まれたことに伴い、条例の一部を改正するもの。

議案第17号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女ともに、仕事と育児・介護を両立できるようにするため、「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」、「介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置」を講ずるための「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正」の施行に伴い、「子の看護休暇に係る取得要件の拡充など」の条例改正を行うもの。

議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

「育児休業、介護休業等・育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正」の施行に伴い、「非常勤職員に対する部分休業の承認」に関する根拠条文について条例改正を行うもの。

議会だより

議案第 19 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和 6 年度人事院勧告に基づく「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正」による「一般職の国家公務員の給与に関する法律の改正」に準じ「給料表の改定、配偶者に係る扶養手当の廃止、平日深夜に係る管理職員特別管理手当の支給対象時間の拡大」などの改正を行うもの。

当初予算案件

議案第 10 号 令和 7 年度佐那河内村一般会計予算について

歳入歳出予算総額 33 億 6,400 万円とし、前年度に比べ 2 億 9,100 万円の増。

歳入で主なものは、村税 1 億 8,899 万 4 千円、地方交付税 12 億 3,847 万 9 千円、国庫支出金 1 億 6,876 万円、県支出金 1 億 1,441 万 4 千円、寄附金 1 億 501 万円、繰入金 6 億 4,267 万 5 千円など。

歳出で主なものは、総務費 12 億 4,894 万 1 千円と前年度と比べ 1 億 4,636 万円の増額、民生費 5 億 4,208 万 2 千円と前年度と比べ 7,380 万 4 千円の増額、農林水産業費 2 億 5,861 万 7 千円と前年度と比べ 1,288 万 9 千円の増額、土木費 2 億 6,668 万 6 千円と前年度と比べ 19 万 3 千円の減額、教育費 2 億 6,121 万 6 千円と前年度と比べ 425 万 3 千円の減額、公債費 1 億 7,149 万 3 千円と前年度に比べ 15 万 6 千円の減額など。

議案第 11 号 令和 7 年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額 3 億 2,800 万円とし、前年度に比べ 1,100 万円の減額。

議案第 12 号 令和 7 年度佐那河内

村介護保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額 4 億 944 万円とし、前年度に比べ 151 万 5 千円の減額。

議案第 13 号 令和 7 年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算について

歳入歳出予算総額 5,378 万 5 千円とし、前年度に比べ 277 万 5 千円の減額。

議案第 14 号 令和 7 年度佐那河内村宅地造成事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額 3,000 万円とし、前年度に比べ 3,900 万円の減額。

議案第 15 号 令和 7 年度佐那河内村簡易水道事業会計予算について

収益的収支の収入が 1 億 1,203 万 1 千円、支出が 1 億 739 万 2 千円、資本的収支の収入及び支出はそれぞれ 8,476 万円。

議案第 16 号 令和 7 年度佐那河内村農業集落排水事業会計予算について

収益的収支の収入が 1 億 5,304 万 5 千円、支出が 1 億 5,271 万 5 千円、資本的収支の収入及び支出はそれぞれ 8,233 万円。

人事案件

議案第 20 号 教育委員会教育長の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、村議会の同意を求めもの。
(教育長：松尾 真千子)

議案第 21 号 監査委員の選任について

地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めもの。

(監査委員：國見 良幸)

議案第 22 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めもの。
(固定資産評価審査委員会委員：大西 整)

議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めもの。

(人権擁護委員候補者：吉田 博文)

議案第 24 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めもの。

(人権擁護委員候補者：青木 典子)

一般質問

井開 一文 議員

1. 佐那河内村職員研修について

質 ①村ではどのような職員研修をしているのか。

答 ①現在実施している研修は、大きく 3 つに分類されます。

まず 1 つ目は、県などが主催する研修です。これは、法律や接遇、各種講習会などが含まれ、専門性の高い講師による指導を受けることができるため、職員の知識やスキルを向上させる貴重な機会となっています。

次に、職場内で行う研修については、職員全体を対象とした研修として、令和 6 年度にはハラスメント研修や情報セキュリティに関する研修を外部講師を招いて行っています。また、各職場では、実際の業務に従事しながら先輩職員や前任者などから実務を通じた形で行う研修指導があります。

次に、自己啓発による研修については、職員が通信教育の面接授業を受講するための休暇を設けています。

現在、社会情勢は急速に変化し、従来の施策だけでは十分な対応が難しい状況があります。この大きな変化にしっかりと対応するためには、職員が持つ可能性や能力を最大限に引き出すことが非常に重要ですので、今後とも職員の資質向上に向けた取組を継続し、職員の育成と村民サービスの向上に努めます。

2. 保育所施設の改修について

質 ①園庭側のガラスの庇の改修について

②前回、トイレの洋式化について質問したが、その後、どうなったか。

答 ①庇のひび割れは、熱膨張によるものと思われますが、直ちに破損、落下するおそれはないと思われ、ベランダの雨漏りについても、ガラス庇と一体となる構造物の経年劣化によるものと想定をしています。

ガラスのひび割れと雨漏りについては、一体的な改修が必要になると考えていますが、予算等の関係もあるので、他の修繕箇所も勘案しながら、修繕の検討をしています。

②質問要旨1と同様に他の修繕箇所を勘案しながら検討をしています。

藤本 忠 議員

1. 利便性の向上について

質 ①現在、持続可能な成長を後押しする手段として、

全国で地域通貨が注目されているなか、本村の経済の発展・活性化に寄与すると考えられる電子地域通貨を導入してはどうか。

②村民の念願の診療所開設に向け進行しているなか、「タクシー無料利用制度」の拡充を図り、村内各地から診療所までの往復区間の無料化に取り組んではどうか。

③ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ゴミ）の収集に、「高齢者ごみ戸別収集」があるが、対象者の拡充を図ってはどうか。

答 ①村での電子地域通貨の導入については、ほかの自治体のように小売店や飲食店が多くないことから、よく検討する必要がありますと思われる。村は、令和6年度に村民1人あたり5千円分の村内店舗、事業者で使用できる佐那河内村物価高騰対応商品券を配布し、その使用率は約98%でした。令和7年度には、全村民1人あたり6千円分の令和7年度佐那河内村物価高騰対応商品券を発行することとしています。

一方、電子地域通貨は、ボランティアをポイントとして住民間で融通するなど地域での消費循環や交流促進の効果もあることから、今後、ほか自治体の優良事例なども参考に検討していきます。

②現在、高齢者等の外出支援事業として実施しているタクシー運賃助成事業について、令和7年度から利用者の自己負担額を分かりやすくし、利用額の一部を除き、これまでより利用者の自己負担額が軽減されるよう助成内容を拡充し、高齢者等のみなさんのさらなる外出支援の促進を図りたいと考えています。

村としては、このタクシー運賃

助成事業を高齢者等の外出支援に積極的に活用していただきたい。

③家庭系ごみ戸別収集ができる世帯は、1、満65歳以上かつ自らの運転ができない者。2、重度の障害を有する者。3、その他村長が必要と認める者が対象で、ごみを排出することができない、同居人がいない世帯です。家庭系ごみ戸別収集の申請の際には、民生委員のみなさんに状況を確認いただいていますので、身体障害者手帳を取得していない場合や、運転免許を返納していない場合であっても、現実的にごみの排出が困難であれば利用可能です。ごみの排出にあたりご不便を感じている人がいたら、民生委員のみなさんをおして役場へご相談いただけたら、個別の対応を検討します。

2. 防犯・防災について

質 ①令和元年、「ソーラー街路灯」の設置を行ったが、まだまだ村道は暗いとの声が上がっているため、さらなる「ソーラー街路灯」の設置を行ってはどうか。

②消防団の出初式は、寒い中、毎年行われているが、気候変動また、人口減少の進むなか、防火ジャンパーなどの配布、着用を認めてはどうか。

答 ①ソーラー街路灯は、太陽光をエネルギー源としていることから天候に大きく影響され、周囲に高い建物や樹木がある場合には日照条件の悪化や、冬場では日照時間が短くなることにより、十分な発電が得られないことがあります。メンテナンス面では日陰にならないように地元常会などに樹木の剪定、パネルなどの清掃のほか、長期的に見るとバッテリー

の劣化に伴う定期的なバッテリー交換も必要です。

村としても、村民のみなさんの安全・安心を確保することの重要性は認識していますが、現在の状況からはソーラー街路灯の設置は困難であると考えています。

そのため、LED街路灯整備の費用を令和7年度当初予算に計上しています。

②参加に当たり団員には重ね着するなどの寒さ対策をしていただき、活動服での参加とし、防寒服やネックウォーマーなどの着用は認められてなく、近隣の多くの消防団でも、防寒着などの着用は認められていない状況です。

開催場所は、県内の一部の出初め式では、式典会場を屋外から屋内施設への変更されているところもあります。

村では、消防団とこのような情報を共有するとともに、寒さ対策、天候による運営への影響なども踏まえながら、会場変更や式典時間の短縮などについて検討します。

3. 子どもへの取り組みについて

質 ① SNS の普及により、利便性の向上が急速に進むなか、SNS を起因とした犯罪被害が増えているが、本村ではどのような取り組みが行われているのか。

② 平日に休む「ラーケーション」が県立中高計 47 校で 4 月から導入されるが、市町村立学校は、各市町村立の教育委員会の判断になっているため、本村ではどのようにするのか。

答 ① スマホ安全教室の開催や教員による指導も日常的に行っています。さらに、毎年 12 月

には全児童生徒を対象にスマートフォンやタブレットの 1 週間の使用時間を調査し、各自の使用時間や生活習慣の見直しを教員とともに進め、児童生徒が SNS やインターネットとの向き合い方について見直す機会を設けています。

村教育委員会としては、今後も発達段階に応じた系統的・計画的な教育を行うことにより、子どもたちが SNS やインターネットの正しい使い方を理解し、生涯にわたり活用できる力を身につけることができるよう取り組むとともに、SNS を起因とした犯罪に巻き込まれない、また、犯罪に関わらないという意識と危機感を持って子どもたちに徹底させ、適切な SNS の活用ができるよう学校とともに一層の取り組みを進めていきます。

② 村教育委員会の方針は、ラーケーションの意義について十分理解し、把握しつつ、県立学校での導入状況や既に実施している他の自治体の成果や課題について十分検証していくことが重要であると考えています。具体的には、県立学校でのラーケーションの取得率やその学習効果、また、徳島県が目的としている親子の触れ合いの時間の増加状況や、自ら考え計画を実行する力の向上への寄与、保護者のニーズや教職員の事務負担など、導入に係る諸事案について検証していきます。その上で、必要に応じて関係機関と協議を重ね、本村の実情に適した形での導入の可能性について検討を進めていきます。

4. 観光について

質 ① 村内一の観光地、大川高原の放牧牛の脱走が問題視されているなか、放牧場の柵の囲いをしっかりとしたも

のに作り替え、逃げ出さないように取り組んではどうか。

答 ① 今のところ牛の脱走による事故報告は受けていませんが、ふん尿による苦情は多くあり、その対策として牛が脱走しないよう有刺鉄線柵の張り直しなど行っていますが、柵の隙間を見つけて脱走するなど脱走抑止の効果が上がらなかったのが現状です。

昨年後半に牛の行動をよく観察し、目撃情報などから牛の脱走ルートを特定しました。牛が必ず通る道に頑丈な門扉を新設することにより、出口を完全に封鎖する計画を立てています。令和7年度に、門扉設置に係る予算を計上しています。4月早々に事業着手したいと考えています。

5. ふるさと住民票について

質 ① 「ふるさと住民票」制度の改正を行い、現在の佐那河内村への愛着度が分かる更新制にしてはどうか。

答 ① 国では、ふるさと住民登録制度が検討されています。地方創生 2.0 の一環で、新しい地方経済・生活環境創生本部が令和 6 年 12 月に取りまとめた地方創生 2.0 の基本的な考え方の中には、2 地域居住の推進方策の具体化などによる関係人口の拡大とあり、都市と地方といった 2 地域を拠点とする活動の支援を検討し、ふるさと住民票などの仕組みを参考に、今後議論が展開されます。国の動きにも注視しながら、今後もふるさと住民票の在り方や運用について考えていきます。

平岡 淳 議員

1. 職員採用について

質

① 10 年前の職員数を知っているのか。

② 10 年後の村の人口および推移と職員採用に対する考え方について

③現在の職員数は妥当なのか。

答

①平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数は、特別職を除く一般職の正規職員については 50 人、行政事務補助員、地域おこし協力隊などの臨時職員および嘱託職員は 25 人、合わせて 75 人の職員が勤務をしていました。また、現在の人員は、一般職の正規職員が 56 人、会計年度任用職員が 50 人、合わせて 106 人が勤務をしています。村の職員数は、その時々業務量、また業務内容などを勘案して最適な人数とすべきと認識し、近年はふるさと納税などの従来にない業務が増加していることから、人数が増加しても 1 人あたりの業務量が減るといった単純なものではないと考えています。

②国勢調査による令和 2 年までの人口推移と、国立社会保障・人口問題研究所と内閣府資料によると、佐那河内村では、現在から 10 年後の令和 17 年には 642 人減少し 1,416 人になると推計がされています。

現状としては令和 7 年の推計人口 1,829 人より減少が抑えられています。少子高齢化、人口減少は全国の過疎自治体の共通の課題ですが、その地域に最も適した施策を実施していくため、適正な職員数の確保は必要であり、現在の職員数は適正であると考えています。今後も、本村の課題を解決すべく、さまざまな施策を実施するため、必要な人員は確保していきたいと考えています。

③特別職を除く一般職員のうち平

成 27 年 4 月 1 日現在の職員数と現在の職員数を比較すると、正規職員は 6 人増、会計年度任用職員は 25 人増となります。それぞれの増加理由は、正規職員は、総務課では県などへの職員派遣、企画政策課ではふるさと納税、企業誘致、移住定住施策、鳥獣害対策など新たな事業への取り組みや、既存の事業の充実・強化を図るための課の新設、保育所では、保育の充実を図るため合わせて 6 人増となっています。

会計年度任用職員は、救急救命士等 12 人、地域おこし協力隊 4 人、小中一貫教育推進などのための講師 3 人、防災・建設など専門分野の専門官 3 人のほか、業務量の増加や幅広い業務に対応するためにあわせて 25 人増となっています。

現在、本村では人口減少、少子高齢化の進展、農業後継者の確保、ブランド作物の維持・継承、鳥獣害対策、移動支援や福祉施策、生活インフラの長寿命化など取り組むべき課題などが多くあります。こうした課題などに一つ一つに向き合い、解決に向け取り組みを進めるため、必要な職員数と考えています。

2. 跡地利用検討委員会について

質

①新築や改修済みおよび予定の建物の総額について

②建物の利用頻度について

③土砂災害警戒区域にあるため、新庁舎を現在の位置に移したのではないのか。

④新建物建築の村民に対するアンケートは、実施するのか。

答

①新築の建物の建築費用は、食業工房さなごうちが 1 億 3,320 万円、新庁舎・消防センター

が 11 億 1,200 万円、新庁舎・消防センター外構等工事費用として 1 億 3,700 万円で、これらは設計業務、施工管理業務、建築工事などの費用を含めた概算額となります。旧庁舎解体の概算費用は 8,630 万円になっています。

近年の改修済みおよび改修予定の建物費用は、改修済みの建物の概算費用としては、多目的地域交流施設の改修工事費用が 3,840 万円、宮前公民館の大規模改修工事費用が 4,860 万円です。今後改修予定の建物の概算費用は、高樋保健センター改修工事費用が 4,800 万円、嵯峨老人憩の家改修工事が 5,000 万円を予定しています。

概算費用の合計額は、総額は 15 億 6,720 万円になります。これに旧庁舎解体にかかった概算費用を加えた総額は 16 億 5,350 万円となります。

②食業工房さなごうちは、月 7 回から 30 回程度の利用があります。新庁舎は、日々の行政事務のほか、村民ホールでは月 2 回程度のイベント利用があります。多目的スペースは、月 4 回から 11 回程度の利用に加え、平日は図書コーナーやくつろいでいただくスペースなどとして住民のみなさんに利用いただいています。多目的地域交流施設は、月 6 回から 27 回の利用があります。宮前公民館は、改修工事中であったため 9 月からの利用状況ですが、月 2 回から 6 回程度の利用があります。高樋保健センターは、月 17 回から 25 回程度の利用があります。嵯峨老人憩の家は、月 2 回から 7 回程度の利用があります。

③平成 29 年 1 月 16 日に、佐那河内村新庁舎建設基本計画策定検討委員会より提出されました佐那河

内村役場新庁舎の建設地選定についての提言書に、旧庁舎敷地および北側民有地の約半分程度が土砂災害警戒区域に含まれ、全ての庁舎機能を警戒区域外に建設することは困難であるとの提言を踏まえながら総合的に判断し、新庁舎を西ノハナに建設することに決定しました。

④村民アンケート実施については、多くの村民からの意見等をいただくため、広報さなごうち、村ホームページのほか、各種団体の役員会などを通じてアンケートの周知を図ってきました。アンケート結果は、74人から貴重な意見をいただきました。それも踏まえ、新しい建物について検討していくこととなります。

村民アンケートは令和6年10月から11月にかけて実施したところであり、現時点で再度アンケートを行う予定はありません。

3. 難聴者の対応について

質 ①対象者の把握は、できているのか。また、難聴者に対して、どのように対応しているのか。

②補聴器購入助成をしてはどうか。

③他市町の動きをどう考えるか。

答 ①身体障害者手帳の交付対象とならない聴力の人で、補聴器を必要とされている人がどの程度いるかということについては、本人の自覚等によるところもありますので、対象者全体の把握を行うということは、困難です。

②聴力の低下により日常生活に支障をきたすようになると、コミュニケーション能力の低下により外出を控えるなど、フレイルの要因となることが懸念されます。

村としては、国や他の自治体の

動向を注視し、費用と効果などを総合的に判断して助成実施の有無を検討していきます。

③身体障害者に該当しない軽度、中等度難聴者に対する補聴器購入費用助成制度は、対象年齢や助成額などに格差はありますが、徐々に全国的に拡大しています。県内では初めて上板町と神山町が令和7年度から助成を実施すると、新聞報道がされたところであり、今後県内でも徐々に拡大をしていくものと考えています。

伊藤 明子 議員

1. 食業工房さなごうちについて

質 ①施設整備の目的と現在の管理および利用状況についておよび今後の施設運営について

答 ①施設整備の目的は、農林産物をはじめとする地域資源を活用し、加工品の製造販売および普及ならびに食と職の起業につなげることを狙いとし、食業工房は地方創生拠点整備交付金を活用し、整備されました。

現在の管理状況については、使用団体による使用後の清掃のほか、毎月1回シルバー人材センターに清掃を委託しています。

令和6年度中の利用状況は、令和7年3月10日までの実績となりますが、加工室1は15回、加工室2は28回、加工室3は10回、加工室4は113回、販売室19回、交流室11回、滞在室3回で、合計199回の利用となっています。

今後の施設運営については、当施設をさらに活用するため、南側の部屋をみそ製造用の加工室に整備し、みそ製造を継続させたいと

考えています。

また、起業したい人と村の特産品を生産する農家とのマッチングや、起業するための資金や事業所などについての相談に乗るなど、ニーズの掘り起こしを図っていきます。

森下 嘉文 議員

1. 有害鳥獣捕獲対策について

質 ①有害鳥獣処理・加工施設整備事業を今後、どのように考えているのか。

②有害鳥獣駆除の報酬改定及び駆除期間について伺いたい。

③有害鳥獣捕獲対策準備室の開設について伺いたい。

答 ①狩猟、捕獲施設での加工調理、そして消費、このようなサイクルが成立すれば捕獲個体の売却を目的に捕獲者、捕獲頭数の増加や加工品の販売およびふるさと納税への活用など、鳥獣害対策だけではなく加工品を活用した村の経済活性化にもつながるものと考えています。

加工施設の建設については反対意見も多かったことから、現在建設計画を中断しているところですが、最近の鳥獣害は本当に深刻となっています。鳥獣害対策としての加工施設の必要性も勘案して進めていきます。

②報償金の額は、1頭当たりイノシシ1万3千円、鹿1万5千円、猿4万円、カラス千円となっています。

この額は、近年鳥獣害が増加する中で捕獲するための銃器や、わなの費用などを考えると、決して高い金額ではないと感じています。捕獲を促すためにも、報償金の増

額についてできるだけ早い段階で検討していきます。

駆除期間については、県内どこでも狩猟できる狩猟期間は、11月15日から3月末日までとなっています。狩猟期間の前15日間および期間後15日間は狩猟をしないこととされていますが、この空白期間を設けることなく狩猟期間外の全ての期間を有害鳥獣の駆除期間と設定し、年間を通じて捕獲できるようにしています。

村ではこの有害鳥獣駆除期間に限り、先の報償金を支給しています。

狩猟期間には県内どこでも狩猟できるため、佐那河内村内で捕獲された個体と確認することが困難なため、狩猟期間中の有害駆除の許可の発出については難しいものと考えています。

③多くの施策を実施している状況とはいえ役場の組織改編や職員配置は、全体の業務量や業務内容および人員配置の状況などを勘案しながら最も効率的と思われるようすべきものと考えています。役場の業務も非常に広範囲かつ複雑多様化している現状、業務が多いとはいえ鳥獣害対策のみに特化した準備室の設置は困難と考えています。

2. 地域交流拠点（新家）の活動について

質 ①新家の活動について、現状は、どういう状況か伺いたい。

②村民に奉仕できる今後の活動及び運営について伺いたい。

答 ①移住交流支援センターと空き家バンクの業務を村から受託して、村内の空き家を確保し、移住者を受け入れるための移

住相談、マッチングなどを行い、お試し移住施設の幸家、玉家、民泊物件の青家の管理運営も行っていきます。

新家の商業施設として機能を活用し、地域の女性グループと共に村ランチ弁当を提供するなどの活動も行っていきます。そのほか新家マルシェを開催するなど地域のにぎわいづくりも担っています。

ふるさと納税業務についても、村から受託し、村で栽培される果樹、野菜、棚田米、加工品や手芸品などをふるさと納税の各サイトに掲載するとともに、一部返礼品の集荷や発送も行っていきます。

②一般財団法人さなごうちは村とは別人格の法人ですので、財団の今後の活動、運営方針を村からお答えすることは適当でないと考えています。

しかし、財団と村は連携してさまざまな事業に取り組んでいることから、このような意見などがあつたことを村から財団に伝えた上で、共に地域の生活や暮らしを守り、地域に伝わるなりわい・暮らし・文化・景観・コミュニティーを将来の世代に継ぐことができるよう取り組んでいきます。

3. 農業用水路の整備等について

質 ①農業用水路管理について、各地区の用水路管理組合の代表者会議開催を考えているのか。

②老朽化した農業用水路の修繕工事等の補助率の変更について伺いたい。

③青線（法定外公共物）の管理について伺いたい。

答 ①各組合での独自の規約や運営方針、また地形条件や

施設整備などによる課題の違いがあるので、村としては、村と管理組合、両者が協力しながら地域の農業を支え、持続可能な発展をめざすためにも各組合個々のニーズに応じて異なる課題を勘案し、要望に対して国や県の補助事業を有効に活用しながら、限られた予算の範囲内ではありますが、慎重に最善策を検討するために今後も個別に相談いただきたいと考えています。

②補助率の変更については、国や県の事業では、高齢者の多い過疎地域の維持管理への補助率引上げは、地域社会全体の活性化や持続可能な発展に寄与する重要な施策であることから、令和7年1月に県が開催の会にて、補助率引上げについて要望をしています。

村単独事業については、令和5年度に村の補助率をそれまでの3割から5割に割増ししています。今後資材などの単価状況が大きく変動すれば、再度検討していきたいと考えています。

③法定外公共物は、平成16年1月より佐那河内村法定外公共物管理条例に基づき村の財産として管理をしています。

法定外公共物である里道、水路の草刈りや清掃、修繕など通常の維持管理については、利益を受ける人がその地域に限定されていることから、国から村に譲与後も従来どおり利用されている地域にお願いをしています。

農業用排水路の所有権、水利権は用水組合となっています。

国補事業、災害復旧事業、また県単独事業、村単独事業等を活用いただくとともに、地域での維持管理にご理解をお願いします。

石本 哲也 議員

1. 南牧村への行政視察からの佐那河内村について

- 質**
- ① 集落支援員事業はどうなっているか。
 - ② 村営住宅の今後の計画はどうなっているか。
 - ③ 観光協会の設立をどう考えるか。
 - ④ 道の駅をどう考えるか。
 - ⑤ フレイル調査など、高齢者福祉対策はどうなっているか。

答 ① 村でも平成 26 年 2 月 28 日に佐那河内村集落支援員設置要綱を制定し集落支援員を委嘱し、平成 26 年度から令和 3 年度まで 7 年間集落支援員を委嘱し、それぞれに活動していただきましたが、要綱の趣旨に照らし合わせた結果、令和 4 年度からは活動がない状況です。

人数が非常に少なくなっている常会もあるので、再度、制度の趣旨を見直す中で、今後の活用については検討していきます。

② 村の大きな課題である少子高齢化、人口減少に対応するためには、賃貸で一時的に居住していただくより、宅地を分譲して住宅を建築してもらい村内に定住していただきたいという思いから、今のところは宅地造成に軸足を置いて施策を展開しています。

村営住宅の必要性についても承知していますので、今後総合的な住宅施策の展開を考えたとき、選択肢の一つとして検討していきます。

③ 新年度からは、一般財団法人さなごうちを観光案内拠点として情報発信をしていきたいと考えています。

観光協会の設立については、現

在の状況を整理しながら、時間をかけて検討することが必要なのではないかと思います。もちろん観光振興施策が現在よりも後退するようなことがあってはならないと考えていますので、村として各種イベントなどを含めた方向性を勘案しつつ、観光振興による地域経済の活性化に取り組んでいきます。

④ 道の駅の整備に関しては、整備費用や設置場所、収益性の問題、各関係者との連携、調整、管理運営等に多くの課題があります。村内には農作物の直売所などは 3 か所あり、それぞれ各団体が運営しています。

村外の人に立ち寄っていただける施設は、村の経済活性化には有効と考えています。現在、新家にマルシェなどさまざまなイベントを開催し、その際には農作物も販売しています。令和 7 年度からは、新家を観光案内拠点として情報発信することも考え、村にふさわしい道の駅に類する機能を持つような取り組みを検討していきます。

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業を令和 5 年度から取り組んでいます。国保の特定健診受診者が後期に変わっても健康診査を継続して受診できるよう受診勧奨を行うなかで、一体的な実施事業では、受診していただいた健診結果や医療・介護のレセプトデータを国保データベースシステムの活用により分析を行い、高齢者一人ひとりに対する健康課題を把握し、後期高齢者に対しても継続した保健指導を実施しています。

また、健康料理教室や体操教室、老人クラブの会合に保健師が巡回して、フレイル予防のための健康

教育、健康相談を実施しています。

小さい自治体の利点を活かしながら、今後もフレイルなど心身の多様な課題に対応した、きめ細やかな保健事業の実施に努めていきます。

2. 小中一貫教育について

- 質**
- ① 現在まで取り組まれてきて、どうであったか。
 - ② 今後の佐那河内村の教育について、どういった方向が望ましいと思うか。

答 ① 特色ある教育をめざし、小 1 からの英語教育、先進的な ICT 教育、地域を担う人材を育成するふるさと学習を 3 本柱に据え、共通理解のもと、学校とともに 9 年間で子どもを育てる小中一貫教育に取り組んでできました。

村の小中一貫教育について知りたいという要望が全国各地の自治体から寄せられるようになり、小中学校や村教育委員会に視察にくる人や研究会などでの発表の依頼が増えました。

村の小中一貫教育が国や県から評価され、全国各地から注目されていることのと表れであると思います。これまで知恵を出し改善し、さまざまな協力を得ながら工夫を続けてきたことが現在成果へとつながり、本村の特色を活かした、充実した小中一貫教育が実施されています。

② 今後も村教育委員会と学校が佐那河内村ならではの特色ある小中一貫教育を推進し、学校の教師の力と児童生徒の力が共に伸びるよう果敢に教育施策を講じること、そして、地域の理解と支援をいただきながら、小中一貫教育の充実を図り高いレベルで持続させていくことが本村がめざす教育の方向

性であると考えています。

村の深い理解と厚い支援はこの充実した教育の土台であり、恵まれた環境のもとで先進的な小中一貫教育に取り組み、成果につながっていることに改めて感謝をし、さらなる高みをめざしていくことを願っています。



議会行事出席報告

〈 〉 場所 ・ () 出席者

3月4日	議員協議会	< 議員室 >	(瀧倉議長ほか6人)
	全員協議会	< 役場 >	(瀧倉議長ほか6人)
6日	国民健康保険運営協議会	< 役場 >	(森下副議長・藤本議員)
7日	佐那河内中学校卒業式	< 小中学校 >	(瀧倉議長ほか6人)
10日	第1回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議	< 議場ほか >	(瀧倉議長ほか6人)
11日	子ども・子育て会議	< 役場 >	(瀧倉議長・藤本議員)
11日~12日	議案審議	< 議員室 >	(瀧倉議長ほか6人)
13日	佐那河内小学校卒業式	< 小中学校 >	(議長ほか6人)
	小松島市外三町村衛生組合定例会議案説明会・議員全員協議会	< 衛生組合 >	(石本議員)
18日	第1回佐那河内村議会定例会 一般質問	< 議場 >	(瀧倉議長ほか6人)
19日	第1回佐那河内村議会定例会 表決・閉会	< 議場 >	(瀧倉議長ほか6人)
21日	例月出納検査	< 監査室 >	(前河監査委員・井開監査委員)
22日	佐那河内保育修了式	< 保育所 >	(藤本議員)
26日	戦没者追悼式	< 役場 >	(瀧倉議長ほか6人)
	石井町議会議長副議長就任挨拶訪問来庁	< 議長室 >	(瀧倉議長・森下副議長)
27日	小松島市外三町村衛生組合定例会	< 衛生組合 >	(瀧倉議長・石本議員)
	地域包括支援センター運営協議会ならびに地域密着型サービス運営委員会		(藤本議員)

監査委員の選任について

4月1日 村代表監査委員に國見 良幸さん(識見を有する者)が就任しました。任期は4年となります。

令和7年度

職員採用試験案内

◆試験日 令和7年5月11日(日)

◆申込受付期間 令和7年4月10日(木)～令和7年4月30日(水)

1 試験区分、採用予定人員および職務の内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
保健師(短期大学卒業程度)	1人	保健師の業務に従事します。

2 受験資格

試験区分	受験資格
保健師(短期大学卒業程度)	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人。

3 試験の日時および試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	令和7年5月11日(日) 10:00から	佐那河内村役場
第2次試験	令和7年5月下旬以降(日時および場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法および内容

区分	試験種目	試験区分	時間	方法および内容
第1次試験	教養試験	保健師	10:00～ 12:00	公務員として必要な一般知識(時事、社会、人文、自然)および知能(文章理解、判断・数的推理、資料解釈)について、短期大学卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	専門試験	保健師	13:00～ 14:30	保健師として必要な専門的知識および能力について、択一式による筆記試験を行います。 出題分野【公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論】
	事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査	保健師	14:40～ 15:50	公務員として職務上必要な適応性、資質、職務への対応や、対人関係面での性格特性を検査します。

区分	試験種目	試験区分	方法および内容
第2次試験	論文試験	保健師	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
	集団討論		職場への適応性(積極性、協調性および柔軟性など)をみることを目的に、集団討論を行います。
	口述試験		主として人柄、性格などをみる試験で個別面接により行います。

※受験申込書は、総務課にあります。村ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.vill.sanagochi.lg.jp/docs/2025040700053/>

お問い合わせ●総務課



職員人事異動

異動

(所属名)	(職名)	(氏名)	(旧)
教育委員会	教育長	松尾真千子	
議会事務局	事務局長心得	森貴浩	(企画政策課 課長補佐)
企画政策課	課長補佐	松田大悟	(総務課 主査)
総務課	係長	森拓也	(総務課 係長(徳島県派遣))
健康福祉課	係長	池端佳奈	(出納室 係長)
出納室	事務主任	谷泉ちづる	(住民税務課 主事)
住民税務課	主事	湯村剛弘	(産業環境課 主事)
産業環境課	主事	多田真人	(総務課 主事)
総務課	主事	川真田憲資	(企画政策課 主事)
総務課	主事補(徳島県派遣)	古川航輝	(企画政策課 主事補)

昇任

産業環境課	課長補佐	尾山智美	(産業環境課 主査)
健康福祉課	係長	西河浩司	(健康福祉課 保健師)
建設課	技術主任	板東一敬	(建設課 技師)

再任用職員

健康福祉課	係長	佐河敦
産業環境課	係長	東條浩文

退職

教育委員会	教育長	大島千文
総務課	主査	佐河敦
産業環境課	主査	東條浩文
議会事務局	事務局長	青木和代
健康福祉課	主事	岩野敦美
健康福祉課	主事	中井智美
教育委員会	調理員	笠井充代

新規採用職員



宮田 裕子
企画政策課 主事



山田 大夢
健康福祉課 主事補



板東 新大
企画政策課 主事補



教育長の就任について

4月1日に教育長に**松尾真千子**さんが就任しました。
任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日になります。

村役場 課の配置

(令和7年4月1日)

南出入口
▼

村役場
1階

カウンター	産業環境課 ☎679-2115
	参事兼課長 橘 孝治 課長補佐 梶本 佳史 係 長 池上美紗子 課長補佐 岩野 高大 事務主任 守屋 心 課長補佐 尾山 智美 主 事 多田 真人 係長(再任用) 東條 浩文
	健康福祉課 ☎679-2971
	課長 太尾 勝利 課長補佐 角田 寛子 係 長 西河 浩司 係長(再任用) 佐河 敦 保 健 師 三谷 朱里 係 長 栗原 美幸 主 事 補 山田 大夢 係 長 池端 佳奈
	住民税務課 ☎679-2114
	課長 日下 洋志 課長補佐 安富 圭司 係 長 竹内有喜子 係 長 福本 貴司 主 事 湯村 剛弘 係 長 西原 克矩

廊

	出納室 ☎679-2972		
	会計管理者 西村 一義 事務主任 谷泉 ちづる		

▲
正面(北)玄関

村役場
2階

副村長
益田 英栄

村長室
☎679-2137
村長 岩城 福治

総務課 ☎679-2113

課長 下岡 徹
 課長補佐 佐藤 享恵 係長 小松 真也 主事補 古川 航輝
 主査 瀧倉 裕介 主事 川真田憲資 (徳島県派遣)
 係長 森 拓也 主事補 敷島 楓七
 消防センター 防災対策監 尾崎 隆則

企画政策課 ☎679-2973

課長 上野 浩嗣
 課長補佐 松田 大悟 主事 後東 駿介 学芸監 石尾 和仁
 係長(再任用) 山本 利也 主事 宮田 裕子
 係長 上岡 織恵 主事補 板東 新大

建設課 ☎679-2970

課長 山岡 忍
 課長補佐 仲 弘志 技術指導監 杉本 秀明
 技術主任 板東 一敬
 主事補 柏 太樹

カ
ウ
ン
タ
ー

保育所
☎679-2217

所長(再任用) 梯 卓義
 主任保育士 吉田 真希
 主任保育士 小畑 真代
 主任保育士 上野 友里
 主任保育士 山岡 麻姫
 保育士 江川 仁美
 保育士 瀧本 芹奈
 保育士 中川 晴詠

村民体育館

佐那河内村社会福祉協議会
☎679-2304

事務局長 益田 英栄
 事務局次長 宮前 真理
 主事 中井 智美
 主事 岡 祐美子

下

教育長室

教育長
松尾真千子

教育委員会事務局 ☎679-2817

教育次長 橘 公司

教育次長補佐 森河 健 技術主任 丸橋 俊彦 主事 坂本 嵐

学校給食センター ☎679-2317

調理員 谷泉 直美

議会事務局
☎679-2152

事務局長心得 森 貴浩

令和7年度当初予算

総額は46億842万円

3月10日から3月19日の間で開かれた村議会第1回定例会で、令和7年度当初予算が議決されました。

予算規模としては、普通会計として一般的な施策を進める一般会計と一般会計に属する特別会計の宅地造成事業特別会計(会計間の重複額を除く)を合わせた33億9,000万円(前年度比2億5,800万円・8.2%増)と国民健康保険事業特別会計等の3つの特別会計を合わせた7億9,122万円(前年度比1,529万円減・1.9%減)と地方公共団体が運営する地方公営企業会計で簡易水道事業と農業集落排水事業4億2,719万円(前年度比1,295万円・3.1%増)を合わせた村の予算総額は46億842万円となります。

歳入 【※宅地造成事業特別会計含む】

村独自の収入である、村税や繰入金(各種基金【村の貯金】の取り崩し)などの自主財源は13億2,704万円です。全体の39.2%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で20億6,296万円となり、60.8%を占めています。

村税については、255万円減で前年度並みになっています。寄附金については1億501万円を計上しています。

歳入の36.5%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるように、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付するお金のことで、本年度は、12億3,848万円を計上しています。

また、村の借金である村債は、4億2,220万円を計上し、その内訳は過疎対策事業債が3億3,120万円、緊急自然災害防止対策事業債5,000万円や緊急防災・減災債事業債3,660万円などがあります。

歳出 【※宅地造成事業特別会計含む】

村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、11億1,808万円となっています。

人件費は前年度比2,617万円増、公債費は繰上償還の減額により前年度比16万円減、扶助費は前年度比725万円増となり義務的経費全体で3,326万円増となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費は、全体で6億3,398万円となり主な事業は次のとおりです。

- 過疎対策事業(道路整備) 5,200万円
- 社会資本基盤総合交付金事業(橋梁更新等) 7,400万円
- 緊急自然災害防止対策事業 5,300万円
- 跡地整備事業 5,700万円
- 高樋保健センター改修事業 4,800万円
- 嵯峨老人憩の家改修事業 5,000万円

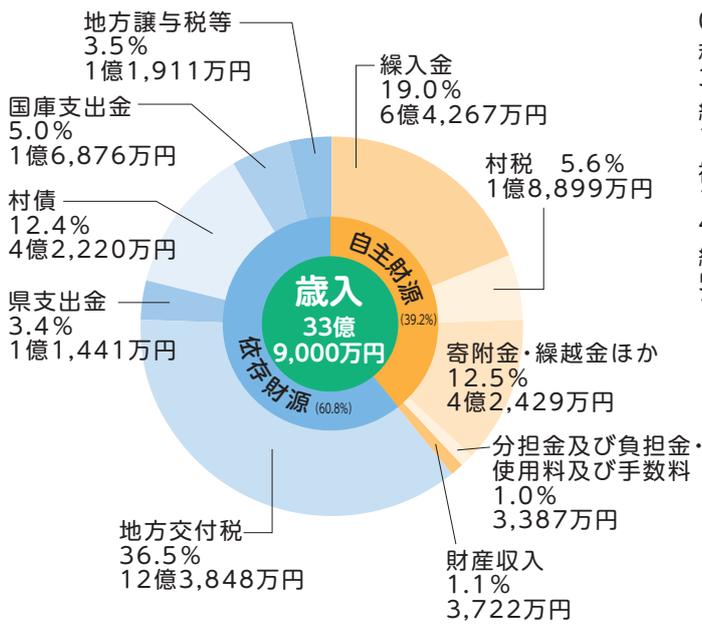
特別会計・企業会計予算

特別会計は、特定の事業にかかる保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

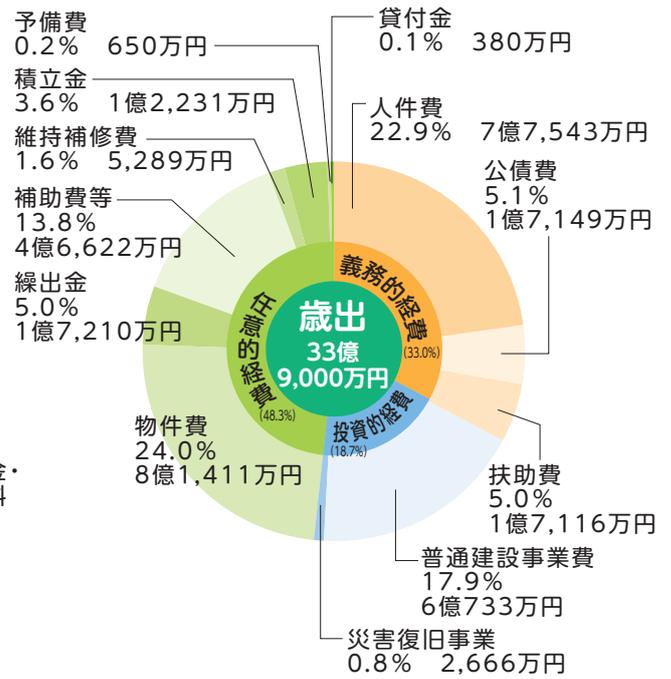
また、簡易水道事業および農業集落排水事業は令和6年4月1日から地方公営企業法を適用しました。



■歳入予算構成グラフ



■歳出予算構成グラフ



■10年間の総額推移状況

※普通会計当初予算額 ※()は前年度当初予算対比



■令和7年度 会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率 (%)
総額	46億842万円	5.9
普通会計(一般・宅地造成)	33億9,000万円	8.2
特別会計		
国民健康保険事業	3億2,800万円	△ 3.2
介護保険事業	4億944万円	△ 0.4
後期高齢者医療	5,378万円	△ 4.9
公営企業会計		
簡易水道事業	1億9,215万円	△ 6.8
農業集落排水事業	2億3,504万円	13.0

※一万円未満切り捨て

■村民一人あたりに使われるお金

※令和7年3月31日現在の人口(2,064人)で算出



中央ヘリポートの運用開始について

村では救急医療体制の向上や災害発生時の対応に備える防災拠点施設として、村中央運動公園の東に中央ヘリポートを整備しました。また、敷地内には防火水槽を整備しており、火災時の対応力も強化しています。



令和7年度【春期】 狂犬病集団注射の実施について

狂犬病予防法により、犬の飼い主は、その飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせることと、注射済票を首輪などに装着することが義務づけられています。

については、村から犬の飼い主に整理票を郵送します(4月中を予定)ので、整理票記載の最寄りの集団注射会場で注射を受けるか、別途かかりつけ動物病院での個別の注射を受けるようにしてください。



なお、かかりつけ動物病院での個別の注射にも、村からお送りする整理票が必要となります。

■**集団注射実施日** 令和7年7月30日(水)

■**料金** 1頭につき 3,300円

■**会場**

場 所		時 間	場 所		時 間
宮前方面	佐那河内村農業総合振興センター	9:30~9:50	高樋方面	高樋保健センター	9:30~9:50
	朝宮神社	10:00~10:20		寺谷生活改善センター	10:00~10:20
	消防第7分団詰所	10:30~10:50		嵯峨老人憩いの家	10:30~10:50
	桜集会所	11:00~11:20		嵯峨天一神社	11:00~11:20
	長山絹恵様宅上	11:30~11:50		佐々木稔様宅前	11:30~11:50
	若宮神社	12:00~12:20		根郷集会所	12:00~12:20

【アナフィラキシーショック】

近年、徳島県では集団注射後にアナフィラキシーショックを発症し、短時間のうちに命を失ってしまうといった痛ましい事例が報告されています。村が主催する集団注射では、体調の急変時には、かかりつけ動物病院を受診していただくようにご案内しています。当日、集団注射に従事する獣医師は、会場を転々としながら注射を行いますので、体調の急変にすみやかに対応できない可能性があります。特に高齢犬や健康状態が万全でない犬については、今回の集団注射ではなく、別途かかりつけ動物病院での個別の注射をご検討ください。

お問い合わせ ● 産業環境課

●令和7年度 佐那河内村物価高騰対応商品券について●

目的	エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受け、一般家庭への経済的負担が増加していることから、家計への支援を図ることを目的として、経営に多大な影響を受けている村内店舗・事業者で使用できる「令和7年度 佐那河内村物価高騰対応商品券」を発行し、全村民へ配布します。
事業概略	佐那河内村民を対象に6,000円／組の商品券を配布(500円券×12枚セット) 発行数：約2,100組(全村民1人あたり1組) 使用期間：令和7年5月1日(木)から令和7年7月31日(木)まで
商品券配布予定時期	令和7年4月21日(月)から4月30日(水)まで ※郵送の都合により商品券到着日にバラツキがあります。
交付対象者	令和7年4月1日(火)時点で、佐那河内村の住民基本台帳に記録されている人
使用できる店舗・事業所など	商品券送付時に、登録された店舗・事業者などの一覧表を記載したパンフレットを同封しますので、ご確認ください。
使用方法	登録された店舗・事業所などで現金と同様に使用できます。 ※釣銭は出ません。 ※使用期間を過ぎると商品券は使用できません。

※使用できない商品の例

- ア 不動産および金融商品 イ たばこ ウ ギフト券、ビール券、プリペイドカードなどの金券
エ 切手、官製はがきおよび印紙 オ 国税、地方税、使用料その他公租公課
カ その他村長が特定取引の対象とすべきでないと思えたもの

お問い合わせ●産業環境課

令和7年度佐那河内村施設園芸燃油価格高騰緊急対策支援事業について

目的	燃油価格の高騰に伴い、経営費に占める燃料費の割合が高い施設園芸にて、施設園芸農家の負担を軽減するため、佐那河内村施設園芸燃油価格高騰緊急対策支援事業支援金を交付します。
対象者	令和7年1月1日時点で、村内に住所を有し、現に農業経営を行い今後も当該農業経営を継続する意思を有する農業者で、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 村内の園芸施設で農林産物を栽培し、施設内の加温設備などでA重油または灯油を使用していること。 (2) 令和6年の1年間の農業収入が50万円以上であること。 ※なお、令和6年度中に農業経営を継承した者はこの限りではない。
対象経費	令和6年4月から6月および令和6年10月から令和7年3月までの間に納品されたA重油または灯油の購入費用
支援金額	【A重油】(全国A重油平均価格(円/ℓ)－基準価格(円/ℓ))×40%×購入量 【灯油】(全国A重油平均価格(円/ℓ)×1.06(換算係数)－基準価格(円/ℓ))×40%×購入量
申請方法	次の書類と印鑑をご持参のうえ、産業環境課へ申請してください。 (1) 支援金交付申請書兼請求書(役場にあります。HPからもダウンロードできます。) (2) 購入した燃油の種類、購入月、購入量などが確認できる書類 (3) 令和6年の1年間の農業収入が確認できる書類 令和6年分の確定申告書の写しまたは住民税申告書の写し(令和6年所得分) (4) 振込先の通帳またはキャッシュカードの写し
申請期間	令和7年5月15日(木)から令和7年7月31日(木)

お問い合わせ●産業環境課

木造住宅耐震化促進事業などのご案内

各事業については随時募集をしていますが、予算の都合上、受け付けに時間を要する場合がありますので、まずは建設課までお問い合わせください。

受付期間：令和7年12月26日(金)まで

木造住宅耐震診断支援事業

●補助要件診断対象となる建物(佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅)

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅(併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です)
- 2) 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
- 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの

●自己負担金…………… 3,000円(建物1戸あたり)

※徳島県に登録している耐震診断員(建築士)が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

木造住宅耐震補強計画事業

●対象となる住宅 実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅

●事業内容 耐震性を向上させる補強方法および概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画

●自己負担金 無料(建物1戸あたり)

耐震診断支援事業申込み時点で、補強計画事業も行えるようになりました。昨年度までに耐震診断支援事業を受けられた人も無料で補強計画を行えます。

耐震診断結果をうけ改修工事などを行いたい場合

木造住宅耐震改修支援事業

●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

- 1) 家具の固定(必須)高さ1.5メートル以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事
- 3) 感震ブレーカ(分電盤タイプに限る)を設置しなければならない

●補助額

補助対象経費の4/5以内で上限210万円(千円未満切り捨て)

家全体を
改修したい



施工例



筋交いや金物、火打ちで強化

耐震化と合わせて
ICT、AI 化工事
を実施



スマート化支援事業

●補助要件

耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せて行う。

●補助対象工事

ICT や AI を活用した設備を設置するスマート化工事

(例)見守り機能付きトイレの設置/見守りセンサーの設置/地震計の設置

ICT や AI 工事に併せて省エネルギー化工事やバリアフリー化工事などのリフォームも対象にすることができます。

●補助額

補助対象経費の2/3以内で上限30万円(千円未満切り捨て)

地震は怖いけどお
おがかりな耐震化
はすぐにできない



耐震シェルター設置支援事業

施工例



●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

- 1) 家具の固定(必須)
高さ1.5メートル以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震シェルターの設置
- 3) 工事中の写真の提供などモニターとしての協力

●補助額

補助対象経費4/5以内で上限80万円

思い切って建替え
たい



住宅の住替え支援事業

●補助要件

- 1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの
- 3) 現在居住している住宅

●補助対象工事

住宅の建替えまたは他所(村内)へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

●補助額

補助対象経費2/5以内で上限30万円

瓦屋根が気になる



瓦屋根強風対策支援事業

強風などによる居住する瓦屋根の住宅被害の軽減および安全性の確保・向上を図るため、基準に満たない瓦屋根の改修に要する費用の一部を補助します。

●対象者 補助金の対象は佐那河内村内に存する瓦屋根の住宅を所有する人、または管理する人。過去に耐震改修、耐風改修などに係る県、または村の補助金の交付を受けていないものに限る。

●補助額 **耐風診断**：診断費用の2/3以内(補助対象限度額31,500円)で最大21,000円/棟を補助

耐風改修工事：耐風改修工事に要する経費の23%以内(上限552,000円/棟)建築物の耐風改修工事に要する経費の限度額は瓦屋根面積(m²)に24,000円/m²を乗じた額、または2,400,000円のいずれか低い額

※耐震改修工事などは県の登録施工者が施工するものに限りです。

住宅のリフォーム 補助申請を先着順で 受け付けます。



平成23年度から村民の住宅環境の向上と経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築(床面積10平方メートル以内)工事などのリフォーム工事に補助金を交付する佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は当初予算300万円の範囲内で、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する人で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする人は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしらないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない人であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費(税抜)が20万円以上で、令和8年3月31日(火)までに完了できる工事(申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外)

補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅(集合住宅は専有部分のみ対象)

4. 補助金額

工事費(税抜)が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額(千円未満切り捨て)、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額(千円未満切り捨て)の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

お問い合わせ●建設課

ブロック塀安全対策支援事業

南海トラフ巨大地震などの影響でブロック塀などの倒壊による被害や避難時などの通行の妨げとなることを防止するとともに、安全・安心を確保することを目的とし、避難路沿道などに面した危険性の高いブロック塀などの撤去や新設を実施する村民に対し、その経費の一部を助成するものです。

対象となるブロック塀などとは？

補強コンクリートブロック造およびコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀をいう。

避難路沿道などとは？

佐那河内村地域防災計画に定められた道路の沿道または避難地に隣接する敷地をいう。

■ 助成額

●ブロック塀撤去に対する助成額

補助基準額 上限100,000円 うち助成額66,000円

●ブロック塀撤去・新設に対する助成額

補助基準額 上限500,000円 うち助成額333,000円

受付期間

4月1日(火)～12月26日(金)まで

次のチェックリストで1つでも不適合がある場合は対策が必要なブロック塀です。

■組積造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検項目	
		適合	不適合
1 高さ	1.2m を超えている	いいえ	はい
2 壁の高さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3 控壁	4m 以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、または壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4 基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ(不明)
5 傾き・ひび割れ	全体的に傾いている、または1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
判定			
6項目のうち、1つでも不適合がある場合、安全対策が必要		いいえ	はい

■補強コンクリートブロック造の塀の点検表

点検項目	点検内容	点検項目	
		適合	不適合
1 高さ	2.2m 以下	はい	いいえ
2 壁の高さ	高さ2m を超える塀で厚さ15cm未満	いいえ	はい
	高さ2m 以下の塀で厚さ10cm未満	いいえ	はい
3 鉄筋	壁頂・基礎は横方向に、壁の端部および隅角部は縦方向に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置している	はい	いいえ(不明)
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で配筋されている	はい	いいえ(不明)
4 控壁 ※高さが1.2mを 超える塀の場合	3.4m 以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出している	はい	いいえ(不明)
5 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ(不明)
6 傾き・ひび割れ	全体的に傾いている、または1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
判定			
7項目のうち、1つでも不適合がある場合、安全対策が必要		いいえ	はい

お問い合わせ ● 建設課

マイナンバーカードの更新手続きについて

マイナンバーカードは平成28年1月から交付が開始され今年で10年目を迎えます。マイナンバーカードの有効期限は『発行日から申請者の10回目の誕生日まで(発行時18歳未満であった人は5回目の誕生日)』となり、有効期限が近づいてくると、青色の封筒で有効期限のお知らせを郵送しているところです。引き続き利用を希望する場合は、更新手続きを行ってください。



また、住民税務課では、マイナンバーカードの新規申請支援に加えて更新申請支援を行っています。申請支援を希望する場合は、住民税務課までお問い合わせください。

●更新の対象者

マイナンバーカードの発行日から申請者の10回目の誕生日を迎える人

- ※発行時に18歳未満であった人は、発行日から5回目の誕生日
- ※外国籍で在留期間に定めのある人は、在留期限の日が有効期限

●更新期間

有効期限満了日の3か月前の翌日から満了日まで

※有効期限が切れた後でも更新手続きは行えますが、有効期限に到達したマイナンバーカードは失効し、新たなマイナンバーカードをお渡しするまでの間、本人確認書類としてお使いいただけられないためご注意ください。

●手数料

更新手続きは無料

※ただし、マイナンバーカードを紛失している場合は有料となります。

●更新に係るマイナンバーカードの申請方法

次の3つから選択いただけます。

- ①スマートフォン
- ②パソコン
- ③郵送

※詳しくは右のQRコードから『マイナンバーカード総合サイト』をご確認ください。

※①②の方法で申請する人で、申請書にID・QRコードの印字が無い場合は住民税務課までお問い合わせください。



お問い合わせ ● 住民税務課



戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります。

氏名のフリガナの届出は
令和7年5月26日から
できるようになります。

本籍地の市町村長から皆様に、氏名のフリガナに関する情報を通知いたします。

コセキツネ

マイナポータルでオンライン届出も可能

制度の詳細はこちら [法務省民事局](#)

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

第十二回特別弔慰金

特別弔慰金の趣旨

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

支給対象者

令和7年4月1日(基準日)にて、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- (1)基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- (2)戦没者等の子
- (3)戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡時に生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。
- (4)上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

名称 第十二回特別弔慰金国債債券「い号」
額面 27.5万円(5年償還の記名国債)

請求期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
※この期間を過ぎると請求ができなくなりますのでご注意ください。
※請求期間の当初は、窓口が混雑することが予想されるため、待ち時間が長くなる場合がありますことご了承ください。

必要書類

- ①第十二回特別弔慰金請求書
- ②現況申立書
- ③基準日における請求者の戸籍など
※①から③の他に請求者の基準日現在の状況や支給順位などにより必要書類が加わります。すべての必要書類をそろえるまでに手間と時間がかかる場合もあります。

ご持参いただくもの

◆請求者本人が窓口に来られる場合

- ①本人確認書類
(運転免許証、マイナンバーカードなど、顔写真がない場合は、介護保険被保険者証や年金手帳など2点必要)
- ②戸籍抄本などの証明手数料
(1通450円または750円 注記：種類によって手数料が異なります。また、個別の状況により複数種類必要になることがあります。)
※代理人が窓口に来られる場合は、代理人の本人確認書類のほか委任状などが必要となりますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

《留意事項》

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った人が責任を持って行うことになります。

お問い合わせ ●住民税務課 援護担当

後期高齢者医療の被保険者へ

令和7年4月1日から入院時の食事代が変わります

●入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
①	一般・現役並み所得者	490円	510円
②	③④のいずれにも該当しない指定難病患者	280円	300円
③	低所得Ⅱ 90日以内の入院(過去12か月の入院日数)	230円	240円
		90日を超える入院(過去12か月の入院日数)※	180円
④	低所得Ⅰ	110円	110円

※低所得Ⅱの人で「90日を超える入院」は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

●療養病床に入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
一般・現役並み所得者	490円※ (450円)	510円※ (470円)
低所得Ⅱ	230円	240円
低所得Ⅰ	140円	140円
低所得Ⅰ(老齢福祉年金受給者)	110円	110円

※保険医療機関の施設基準等により、()内の場合もあります。

◎今回、低所得Ⅰの人は変更はありません。

お問い合わせ先 ●徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1 電話088-677-3666
●健康福祉課

令和7年度 がん検診および特定健診のお知らせ

令和7年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診をご希望される人は、事前予約が必要です。**各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係(電話：679-2971)までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診・特定健診日程および場所(集団健診)

検診日程	検診場所	受付時間
令和7年6月7日(土) 【申し込み期限：5月16日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和7年7月5日(土) 【申し込み期限：6月13日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和7年8月2日(土) 【申し込み期限：7月11日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和7年9月6日(土) 【申し込み期限：8月15日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和7年10月4日(土) 【申し込み期限：9月12日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和7年10月20日(月) 【申し込み期限：9月26日(金)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村役場 子宮がん検診および骨密度検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30~11:00
令和7年11月8日(土) 【申し込み期限：10月10日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00~10:30 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和7年12月25日(木) 【申し込み期限：11月28日(金)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村役場 頸部・腹部エコー検査は、実施しないのでご注意ください。	8:30~11:00 ※子宮がん検診は 9:30~11:00

- ※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診は、各月予約枠15人(先着順)で実施します。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査:負担金3,520円・腹部エコー検査:負担金5,940円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。
- ※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査:負担金9,460円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金(集団健診)

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和7年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民(65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス 検査	①令和7年度において満40歳となる村民 (昭和60年4月1日～昭和61年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和6年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民(男性のみ)	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和5年度に受診された人は、令和7年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和5年度に受診された人は、令和7年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月25日(木)の村内で行う検診では、**歯科健診および口腔がん検診**も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。**村集団健診で特定健診を受診した場合に限り、特定健診のオプション検査として眼底検査・尿蛋白定量検査・推定食塩摂取量測定検査も受診できます。(加入保険の種類を問わず、村民の人は無料でオプション検査を受診できます)**

ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、国保の人は受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

胃内視鏡検診について

胃内視鏡検診を指定医療機関(個別医療機関)において、令和7年6月1日(日)から令和8年2月28日(出)まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込み、お問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和6年度に胃内視鏡検診を受診された人は、来年度に検診を受けていただきますようお願いいたします。ご了承ください。	4,100円

令和7年度 带状疱疹ワクチンの定期予防接種の 実施について

令和7年度より带状疱疹ワクチンを予防接種法の定期予防接種に位置づけられたことから带状疱疹ワクチンの定期予防接種を次のとおり実施します。なお、対象者には4月下旬に個別通知で案内文書や予診票などを送付する予定ですので、詳細については個別通知をご確認ください。

接種対象者	<p>①年度内に65歳を迎える人</p> <p>②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な人</p> <p>③令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳になる人も対象になります。</p> <p>※令和7年度に限り、100歳以上の人は全員対象となります。 ※対象の年齢であっても、過去に带状疱疹ワクチンの接種を完了している人は定期予防接種の対象者から除外されます。</p>
接種期間	対象となった年度の1年間
ワクチンの種類と自己負担額	<p>带状疱疹ワクチンは2種類あり、それぞれで接種回数と自己負担額が決まっています。</p> <p>●生ワクチン(阪大微研：乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」) 接種回数：1回 自己負担額：4,000円</p> <p>●組換えワクチン(GSK社：シングリックス) 接種回数：2回(2か月以上の間隔をあける) 自己負担額：10,000円(1回あたり)</p>
接種までの流れ	<p>個別通知に同封している医療機関リストから、接種する医療機関を選び、医療機関へ直接予約のうえ接種を受けてください。</p> <p>(※接種対象者②に該当する人は、健康福祉課高齢者予防接種係までご連絡ください。ご連絡いただいた後に必要書類を郵送します。)</p>
持参物	<p>接種券・予診票・本人確認書類(マイナンバーカードなど)・接種費用</p> <p>※接種券・予診票については対象者へ郵送します。</p>
同時接種について	<p>带状疱疹ワクチンは、医師が特に必要と認めた場合に他のワクチンとの同時接種が可能です。また、生ワクチンについては他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。</p>
その他	<p>【带状疱疹予防接種費用補助事業について】</p> <p>带状疱疹ワクチンの定期接種化に伴い、村の带状疱疹予防接種費用補助事業の対象者を令和7年度から「50歳以上で定期予防接種の対象者でない人」とします。</p>

お問い合わせ ● 健康福祉課 高齢者予防接種係

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を次の人を対象に、
公費(一部負担あり)で実施します。

1 対象者 本村に住民登録があり、肺炎球菌ワクチンの接種が初めての人で次の①または②に該当する人。

①65歳の人

※定期接種は65歳の1年間です。65歳を超える人を対象とした経過措置は令和6年3月31日に終了しました。接種の機会を逸することがないようにご注意ください。

②接種日に、60歳～65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ人(障がい等級1級またはそれに準じる人)

2 実施期間 65歳の1年間

3 接種回数 村が指定する医療機関にて個別接種(医療機関名簿は郵送します)

4 申し込み方法 ①の対象者は65歳を迎える日の翌月に必要書類を郵送します。書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。②の対象者は健康福祉課へお問い合わせください。必要書類をお渡しします。

5 自己負担 1人1回4,000円(接種した医療機関窓口でお支払いください。)

お問い合わせ●健康福祉課



健康づくりの会 ヘルスメイト募集

健康づくりの会(佐那河内村食生活改善推進協議会)では、『私たちの健康は私たちの手で』をモットーに楽しく活動しています。

○年に8回料理実習(栄養士による指導)と学習

○ひとり暮らしの高齢者の昼食会

○保育所・小学校・中学校への食育活動など

健康づくりの会に入って一緒にお料理しませんか？

詳しくは、健康福祉課 健康づくりの会 事務局まで。

お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ●健康福祉課



高齢者等外出支援助成事業(タクシー運賃助成事業)

～タクシー自己負担額変更のお知らせ～

日常生活の移動手段の確保が困難な高齢者などを対象に実施している「タクシー運賃助成事業」について、令和7年4月1日(火)から、自己負担額が次のとおり変更となります。

◎～令和7年3月31日まで

タクシー料金の額	自己負担額
1,500円以下	タクシー料金の額から500円を差引いて2分の1を乗じた額
1,501円～2,000円	タクシー料金の額から1,000円を差引いて得た額
2,001円～3,000円	一律1,000円
3,001円以上	タクシー料金の額から2,000円を差引いて得た額

◎令和7年4月1日～

タクシー料金の額	自己負担額
1,000円以下	一律200円
1,001円～2,000円	一律500円
2,001円～3,000円	一律1,000円
3,001円～4,000円	一律1,500円
4,001円～5,000円	一律2,000円
5,001円～6,000円	一律3,000円
6,001円以上	タクシー料金の額から3,000円を差引いて得た額

助成額は現行の4区分・最高助成額2,000円から、7区分・最高助成額3,000円となります。村の助成額を引き上げることにより、村民のみなさんのご負担が少なくなり、以前よりもタクシーを利用しやすくなりました。

なお、現在お持ちのタクシーチケットは、令和7年4月1日以降も引き続き使用できます。(ただし、タクシー自己負担額は、新しい料金体系を適用します。)

ご不明な点などありましたら、お問い合わせください。



お問い合わせ ● 健康福祉課

佐那河内村 結婚新生活支援事業

本村で新生活を始められる新婚夫婦に対して、新生活のスタートアップにかかる住宅費(家賃、敷金、礼金、共益費など)や、引っ越し費用を補助します。

申請期間 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※申請時に支払いが完了している住宅費、引っ越し費用が対象となります。

補助額 30万円(上限)

※ただし、結婚時夫婦ともに29歳以下であるときは、60万円(上限)になります。

※予算の範囲内で先着順に受け付けします。申し込み状況によっては、補助を受けることができない場合があります。



対象

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に結婚した夫婦およびパートナーシップ宣誓書を提出し、受領証の交付を受けたパートナー（以下「夫婦等」という）

- 結婚時夫婦等ともに、39歳以下であること。
- 夫婦等の所得合算が500万円未満であること。
- 補助対象となる住宅が村内にあり、夫婦等双方または、一方が村内に住民登録していて、現に居住していること。
- 2年以上、本村に居住する意思を持っていること。
- 夫婦等いずれも、過去に新生活に係る補助金などの交付を受けたことがないこと。
- 夫婦等いずれもが、村民税などに滞納がないこと。

申請時にお持ちいただく書類など

- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本の写しまたはパートナーシップ宣誓書受領証またはパートナーシップ宣誓書受領証カード
- 住民票の写し
- 夫婦等それぞれの申請した日時点で最新の所得証明書
- 住宅の賃貸借契約書および領収書の写し
- 住宅費(賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む)、共益費および仲介手数料)に係る領収書などの写し(住宅費の補助を受ける場合)
- 引っ越し費用に係る領収書などの写し(引っ越し費用の補助を受ける場合)



お問い合わせ ●健康福祉課

佐那河内 史料散策 その19

明治政府は財政安定化のために、明治6年(1873)「地租改正条例」を公布します。地価を定め、土地の所有権と納税者を確定して「地券」を発行しました。

従来は、風水害などで凶作になれば年貢額が減少していましたが、地価の3%を金納させることで豊凶に関係なく税収が安定することになりました。

しかし、民衆にとって負担額が大きかったことから、明治9年に各地で地租改正反対一揆が起こります。当時は新政府に対する不平士族の反乱も続いていたことから、士族の反乱と農民一揆が結びつくことをおそれた政府は地租を2.5%に引き下げました。

写真の地券(安喜家文書)は明治13年に発行されたもので、所在地・土地の種類と面積、所有者、地価が記され、その次に「明治十年ヨリ」「此百分ノ貳ケ半」とあり、反対一揆の結果、地価の2.5%の地租額になっていたことがわかります。この地価は現在の固定資産税の淵源でもあります。

なお、この地券の末尾に「徳島県名東勝浦郡長藤本文策」とありますが、明治24年に勝浦郡役所が独立して小松島に設置されるまでは、「名東勝浦郡役所」として、現在の徳島市役所の南側に郡役所が置かれていました。

地券については、村内でも稲木家文書などいくつかのご家庭に残されています。



「さなごうち歴史講座

—『阿波学会総合学術調査報告書』から—を 開催します

3月に刊行された『阿波学会紀要』65号(総合学術調査報告書)に掲載された「佐那河内の歴史」に関わる報告の執筆者が、その概要をお話します。

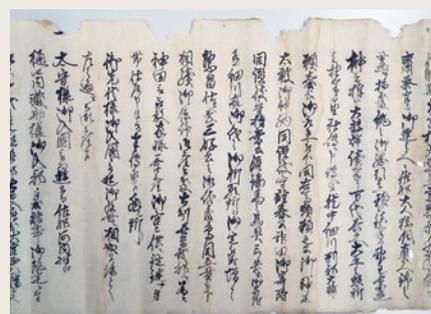
日 時：令和7年4月19日(土) 13:15~16:00
場 所：佐那河内村役場 大会議室

町田 哲さん(鳴門教育大学教授)
「嵯峨山のクマと徳島藩一熊胆・熊皮の御用を中心に—」

石尾和仁(佐那河内村学芸監)
「[大宮八幡神社由緒]と地誌編纂」

佐藤正志さん(摂南大学名誉教授)
「佐那河内村と徳島市—「市村合併」交渉の歴史的展開—」

定 員：30人(事前申し込み制、先着順)
申し込み先：企画政策課



市町村合併

考えてみよう市町村合併。新しいわたしたちのくらし。



避難生活での配慮～お互いを思いやる心を～

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、震度7の強い揺れと津波の発生により、甚大な被害をもたらし、多くの方が避難所生活を余儀なくされました。

上記のような地震災害や台風などによる風水害など災害はさまざまですが、こうしたときには、周囲の人との助け合いや、お互いへの思いやりが重要となってきます。

しかし、避難所生活では被災者の多くが傷つき、今後の生活が見えないなどのさまざまな困難を抱え、たくさんのストレスを感じているため、まわりを見る余裕がなくなったり、一部の弱い立場の人が我慢している状況が生まれたりすることが予想されます。また、特に「女性に対する人権侵害」なども危惧されています。

災害時という非日常の中でも、お互いを思いやり支え合いながら災害を乗り越えていくために、私たちは日頃から人権意識をいっそう高め、周りの人の人権を尊重することを徹底していきたいものです。



4月号から『きょうの健康』(月刊誌)が仲間入り!

図書館だより
4月号

『きょうの健康』は、わかりやすく確かな情報で、心身の健康をサポートする健康雑誌です。各分野の専門家が、診断や治療の最新情報を解説し、料理や運動からパズルまで、連載も豊富です。ぜひ手に取りお読みください。



こどもの読書週間おたのしみ企画☆

村立図書館では4月23日(水)から5月23日(金)までの1か月間に本を借りた子どもさんを対象に、「楽しい企画」を予定しています。詳しい内容は掲示などでお知らせしますので、ぜひ好きな本を見つけにきてください♪

3/7 [金] 学童保育クラブお別れ会

学童では、6年生7人にむけてお別れ会を行いました。

最初に村長から、卒業生へのはなむけの言葉があり、在校生から記念品の贈呈後、6年生から一言ずつ挨拶をもらいました。その後、在校生全員で感謝の言葉を思い出と一緒にメドレー形式で送りました。

最後に、村長とのじゃんけん大会や学童の室内で宝探しゲームをみんなでを行い、大いに盛り上がりました。

短時間の開催にはなりましたが、6年生と最後に楽しい時間を過ごし、笑顔で送り出すことができました。

6年生のみなさん、中学生になっても学童に立ち寄ってください。

みんなが、待っています！！



3/10 [月] 村老人会 ゲーム大会

村老人クラブ連合会のニュースポーツ部主催で、ゲーム大会を村民体育館で行いました。

大会には59人の会員参加があり、カーリンコンと輪投げを楽しみました。

カーリンコンは誰もが手軽に楽しめるスポーツとして、フレイル予防にも良いことから、会員に面白さをアピールする種目として競技に加え、今回は県カーリンコン協会から会長と5人の会員をお招きし、試合の審判や、ゲームの楽しさを伝授してもらいました。

カーリンコンは参加者を15チームによる、4ブロック予選リーグ戦と、勝ち上がりの4チームによるトーナメント方式で勝敗を競いました。

輪投げは、協会の公式ルールに則り男女別個人戦を行いました。



試合結果は、次のとおりです。(輪投げの個人女子は参加人数が多いため6位まで表彰)

カーリンコン	1位	仁井田桜クラブ	2位	睦会3		
	3位	睦会2	4位	中央元気クラブ		
輪投げ 個人 男子	1位	荒河 正晴	2位	佐野 勝敏	3位	鈴木 昇
個人 女子	1位	栗本きみよ	2位	荒川 梅子	3位	鈴木 恵子
	4位	松長 弘好	5位	安部トシエ	6位	福本 カネ子

(敬称略)

入賞されたみなさん、本当におめでとうございます。

そして、参加された会員のみなさん、1日お疲れさまでした。最後まで和気あいあいと楽しく、良い1日でした。来年もまた参加をよろしくお祈いします。

■ふれあい昼食会 令和7年度スケジュールについて

ふれあい昼食会の令和7年度年間スケジュールについて、下表に沿って実施予定としています。

また、特別なレクレーションとして4月は寺谷生活改善センターでのお花見、6月には場所・日時は未定ですが、村外へのお出かけ昼食会を、10月は小学生、1月は中学生、2月は保育所園児との交流会を予定しています。健康づくりの会をはじめとしたスタッフ一同、今年度も楽しい催しを取りそろえてお迎えしますので、ぜひ、ふれあい昼食会への参加をよろしくお願いいたします。

月 日	4/16	5/14	6/	7/16	8/20	10/15	11/12	1/21	2/18	3/18
曜 日	水	水	未定	水	水	水	水	水	水	水
時 間	11:00 } 14:00	11:00 } 14:00	9:00 } 16:00	11:00 } 14:00						
行事予定	お花見		外 出			小学校 未 定		中学校 未 定	保育所 未 定	

訪問理・美容サービス事業

理容院または美容院に出向くことが困難な在宅の人が自宅で手軽に散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費を負担します。

対象者

- 介護保険の「要介護3～5」の認定を受けている人
- 身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている人
- 療育手帳A判定の交付を受けている人
- 難病の患者に対する医療などの法律で難病の認定を受けた人
- 地域ケア会議で必要と認められた人

対象外

- 同居している人が送迎できる人
- 村民税など前年度までに滞納がある人

利用料など

- 利用料などに係わる費用は自己負担
- 訪問に要する費用を村社会福祉協議会が負担（1回2,000円以内、年会6回まで）

申請方法

対象となる人は、申請書に利用料と訪問に要した費用の領収書を添付のうえ、担当民生委員の証明をもらって提出してください。



新任職員紹介

日々勉強しながら成長できるよう頑張ります。よろしくお願いいたします。

岡 祐美子





新家でカイロプラクティック体験できます！



地域交流拠点「新家」では、昨年の10月からカイロプラクティック一生(いっしょう)さんと、カイロプラクティックひまわりさんが、施術をしてくれています。月に1回決まった日に開催していますので、詳しい日程については、新家にご確認ください。

佐那河内ジェラート OPEN しました！



今年の佐那河内ジェラートは、4月6日(日)にオープンしました。今年は無曜日曜日と祝日のみ営業されます。土曜日は営業していません。

季節に応じてメニューも変わります。詳しくはクリスティーヌのホームページをご確認ください。

空き家バンクを活用ください！

空き家はボロボロになってしまうと、売ることも、貸すこともできなくなります。利活用できる間に、空き家バンク登録をして、売ったり、貸したりすることも検討しましょう！新家では空き家の相談も受け付けています。※登録できる物件が判断することはあります。

住んでいない・管理に困っている「お家」を
空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンクとは
空き家バンクとは、住んでいないお家を登録し、空き家を活用するためのサービスです。

空き家の個人所有のメリット
空き家の個人所有は、税金が安く、管理が簡単です。また、空き家を活用することで、地域の活性化にも貢献できます。

よくある質問

Q1 空き家バンクに登録するのって、簡単なのですか？
A 空き家バンクに登録するのって、簡単です。空き家バンクに登録するだけで、空き家を活用することができます。

Q2 空き家バンクに登録するのって、費用がかかりますか？
A 空き家バンクに登録するのって、費用はかかりません。空き家バンクに登録するだけで、空き家を活用することができます。

Q3 空き家バンクに登録するのって、期間が長いんですか？
A 空き家バンクに登録するのって、期間が長いんです。空き家バンクに登録するだけで、空き家を活用することができます。

Q4 空き家バンクに登録するのって、空き家を売りたいんですか？
A 空き家バンクに登録するのって、空き家を売りたいんです。空き家バンクに登録するだけで、空き家を活用することができます。

空き家バンクの相談はこちら
一般財団法人さなごうち事務局
TEL：055-636-4030
zaidan-info@mb-sanagochi.foundation
〒777-0022 徳島県美波町山崎1-1-1 山崎ビル1F

「空き家バンク」登録手続きの流れ

【空き家を買いたい、売りたい人】

自然豊かな佐那河内村に移住したいという相談が増えています。移住の受け皿となる住居の提供を呼び掛けており、地域の活性化を図るために、「空き家情報活用制度【空き家バンク】」を実施しています。

登録は無料です。

空き家相談
佐那河内移住交流支援センターで空き家の相談。
※電話でも可

空き家内覧
空き家の状態を見るために内覧させていただきます。

空き家を買いたい・売りたい
空き家バンクに無料で登録する。HPにて空き家情報を掲載し、移住希望者に紹介。

一般財団法人さなごうちは、売主・買主とのマッチング、契約までの流れをサポートいたします。仲介料は発生しません。

駐在所
だより



自転車交通安全運動月間 4月1日(火)～5月31日(土)

自転車安全利用五測

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用 ※ヘルメット非着用の場合、事故時の致死率は2.6倍です。
みなさん自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう！

春山登山における遭難に気をつけよう。

県内では毎年、山岳遭難が発生しています。

- ・無理のない登山計画をたてましょう
- ・登山届を出しましょう。
- ・近くの山に行く際は、家族や友人に連絡しましょう。



渡辺 孝

(電話：088-624-0110)

昨年度と同様に転勤も無く引き続き佐那河内村で勤務してまいりますので、よろしくお願いたします。

ご用件のある人はお気軽に駐在所にお立ち寄りください。

スポーツ
クラブ
だより

さなごうち

サッカーフットサル教室が4月から サッカースクールに変更になります。

毎月、第2土曜日に中央運動公園で行われていたサッカーフットサル教室が、小学生を対象としたサッカースクールに変更になります。

以前は小学校高学年から大人まで参加できましたが、4月からは小学校1年生から6年生が対象になります。また、時間も以前の18:00～20:00から、17:15～18:15への変更となります。

参加費はスポーツクラブ会員無料で非会員は1,000円をいただくようになり、初回の無料体験は無くなります。

サッカースクールへの参加者を募集しますので、詳しくは電話：090-4505-2836、担当：長尾までお問い合わせください。

5月 教室カレンダー

村民体育館

卓球
19:30～21:00

バドミントン
20:00～22:00※

中央運動公園グラウンド

サッカースクール
17:15～18:15

※印の種目は活動費が必要です。

- 参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- 日程は変更する場合があります。
- 状況により会場を変更する場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

状況により中止になる可能性があります。

お問い合わせ ● さなごうちスポーツクラブ事務局 電話：679-2855

佐那河内村地域包括支援センターだより

4
月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体と頭を動かして交流を楽しみましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

日 時	教室名	会 場
4月21日(月) 13:30~15:30	いきいき体操教室	役場大会議室
4月22日(火) 10:00~13:00	健康料理教室	農振センター1階大会議室ほか
5月9日(金) 10:00~11:00	脳若トレーニング教室	農振センター1階大会議室

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■電話：679-3383 ■担当：佐々木・加藤・音井

第109回 読み合い朗読会 「伝えたい村の話」佐那河内村史から

●佐那河内村の現代史をお伝えしたいこともあって、ゴミ処理の話が多くなっています。ごめんなさい。さて以前に、追上集積場に掲げる予定のパネル表を掲載させていただきましたが、訂正や加筆がありました。

●(2023年度1年分ですが)可燃ごみ処理費は900万円。生ごみ処理費は160万円。この合計1,060万円で、さらに運搬費が370万円かかります。プラごみ処理費は36万円。さらに運搬費が27万円。なんと運搬費用が年間で400万円！かかっているのですね！知らなかった！

●ちなみにペットボトルは処理費用を含めて170万円。電池は毎年ではないのですが、処理費は19万円で、運搬費のほうが高く26万円で、日通が北海道の処理場まで運ぶのだそうです。

●運搬費もかからず、収益になるアルミヤスチー

ル。新聞や雑誌やダンボール。仕分けや洗浄は、ちょっと手間ですが、ポイと捨てる前に、ひと手間かけて出せたらと思います。

●来年度は、「ペットボトル、佐那河内0ゼロ」を推進できたらと思っています。マイボトルを持つ。会合でもペットボトルを渡さない。捨てる場所は購入した所やスーパーの回収ボックスへ。いろいろな知恵で、地球環境を良くできたらと心から願います。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。

次回の開催

第110回5月12日(月) 19:30~20:30
場 所 役場 多目的スペース
お問い合わせ 鈴木(090-2156-7935)

さなごうち俳句

GOING SANAGOCHI

石南ひまわり句会

一月十七日 農振センター

灯籠を並べて一月十七日

山田サキシロー

新年や神事に集う老と若

西尾 武義

境内の坂ゆるやかに実万両

安喜 律子

みはるかす白銀かぶる大川原

坂田 小夜

日本海住む人偲ぶ今朝の雪

丸野 幸枝

曇天を飛ぶ白い風迷いなし

ひらかわひろこ

つきたての餅は早々なくなりて

高橋 仁美



情報ボックス

月	日	行事名	場所	時間	備考
4月	16日(水)	ふれあい昼食会	寺谷生活改善センター	11:00~14:00	
		粗大ごみ(木製品、プラスチック類、家電、金属、ガラス、陶器など)の収集	追上駐車場	16:00~19:00	
	17日(木)	粗大ごみ(木製品、プラスチック類、家電、金属、ガラス、陶器など)の収集	追上駐車場	8:30~11:00	
	21日(月)	いきいき体操教室	農振センター1階大会議室	13:30~15:30	対象者: 医師から運動制限を受けていない人 持参物: 運動しやすい服装・飲み物など
	22日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00~翌日11:00	
		健康料理教室	農振センター1階大会議室ほか	10:00~13:00	対象者: 健康づくりに関心のある人 持参物: 材料費200円、お米1合、エプロン、三角巾、マスク
	29日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00~翌日11:00	
5月	2日(金)	音楽介護予防教室	農振センター1階大会議室	13:30~15:00	対象者: 65歳以上の人 対象物: 飲み物など
	6日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00~翌日11:00	
	9日(金)	脳若トレーニング教室	農振センター1階大会議室	10:00~11:00	対象者: 65歳以上の人
	12日(月)	心配ごと相談所	役場相談室3	9:00~12:00	
	13日(火)	可燃ごみ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00~翌日11:00	

人のうごき (敬称略)

住民基本台帳登録数

令和7年3月末現在

[人 口] 2,080人(-13)

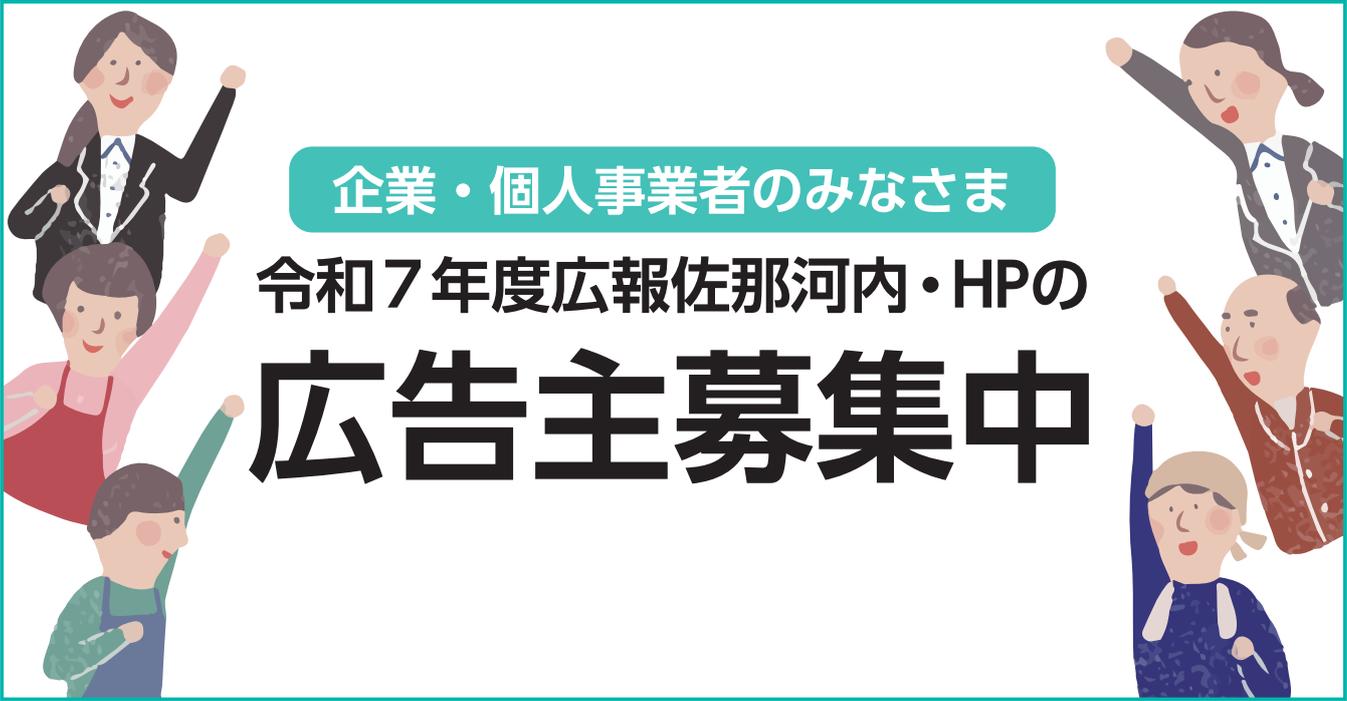
[男] 1,013人(-5)

[女] 1,067人(-8)

[世帯数] 938世帯(-4)

)

※()前月比



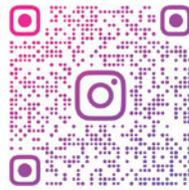
企業・個人事業者のみなさま

令和7年度広報佐那河内・HPの

広告主募集中



▲村ホームページ



@SANAGOCHISON_OFFICIAL

Instagram

健康づくりの会(食生活改善推進委員)のおすすめレシピ

しあわせごはん



No.169 ホタテ貝と野菜のかき揚げ



材料(4人分)

ごぼう	60g
玉葱	100g
さつまいも	80g
人参	40g
三つ葉	20g
ホタテ貝(ミニ)	200g
揚げ油	適量
水	適量
小麦粉	大5(45g)
A { 米粉	大2・1/3(21g)
卵	1/2個
レモン	1個

作り方

- ①ごぼうはささがき、玉葱・さつまいも・人参の材料は、せん切りにする。
三つ葉は2cmのざく切り、ホタテ貝は水気をとる。
- ②ボウルにAと①を入れてよく混ぜて、水を少しずつ加えて硬さを見る。
- ③1人2枚あたりに形を作り、油で揚げる。
- ④レモンは4つ切りにし、揚げ物に添える。

ポイント

- ①油で揚げるときは、躊躇せずスムーズに落とし入れるとバラバラになりにくいです。
- ②レモンでさっぱりと、塩分控えめでおいしくいただけます。

栄養成分

エネルギー	213kcal
タンパク質	9.7g
脂質	7.4g
炭水化物	26.1g
塩分	0.4g

各課直通
電話番号

総務課 679-2113
企画政策課 679-2973
教育委員会 679-2817

産業環境課 679-2115
住民税務課 679-2114
消防センター 679-2136

議会事務局 679-2152
保育所 679-2217
救急要請 679-3999

健康福祉課 679-2971
建設課 679-2970